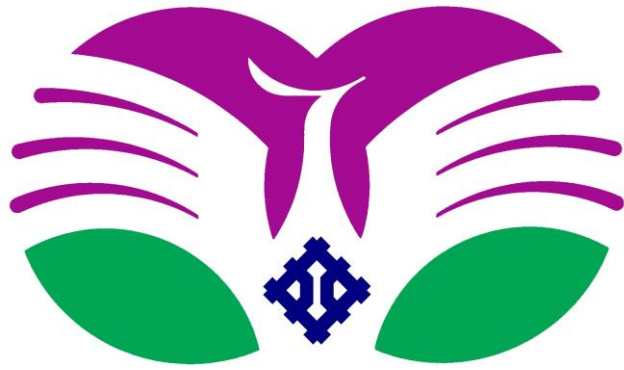


令和3年度版

福井市の国保

(令和2年度実績)



福井市福祉保健部保健衛生局保険年金課

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和4年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目

次

■福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ	1
-----------	---

■保険者

(1) 事務機構及び事務分掌	7
(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名列	8
(3) 国保運営協議会開催状況	9

■被保険者

(1) 国民健康保険加入状況	
(イ) 令和2年度月別加入状況	15
(ロ) 年度別加入状況	15
(2) 被保険者数、世帯数年度別図表	16
(3) 国民健康保険被保険者内訳	
(イ) 令和2年度月別内訳	17
(ロ) 年度別内訳	17
(4) 被保険者事由別異動状況	
(イ) 資格取得	18
(ロ) 資格喪失	18

■保険給付

(1) 医療費費目別年度別給付状況	
一般被保険者	19
退職被保険者等	22
療養諸費被保険者1人当たり額	23
※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）	23
(2) 療養給付費内訳年度別状況（診療費）	
一般被保険者	24
退職被保険者等	27
※参考：療養給付費内訳年度別状況（全国市町村国保合計）	29
(3) 高額療養費	
高額療養費年度別給付状況	34
高額療養費年度別推移図	34
高額療養費資金貸付状況	34
(4) 任意給付	
(イ) 令和2年度月別給付状況	35
(ロ) 年度別給付状況	35
(5) 標準負担額の減額状況	35

■保健事業

(1) 医療費通知事業	37
(2) 一日人間ドック実施事業	37
(3) 特定健康診査・特定保健指導事業	38

■保険税

(1) 福井市国民健康保険税率の変遷	39
(2) 令和2年度保険税税率	40
(3) 令和2年度保険税賦課状況	40
(4) 年度別保険税賦課状況	41
(5) 年度別保険税収納状況	42
(6) 年度別保険税調定額調書	42
(7) 納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況	
1. 納税奨励金の算定方法	43
2. 納税奨励金交付時期	43
3. 年度別交付状況	43
4. 納税組合加入状況	43
5. 納税組合取扱状況	43
(8) 令和2年度保険税収入実績調書	
(イ) 一般被保険者国民健康保険税	44
(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税	44
(ハ) 総額	44

■保険財政

(1) 令和3年度国民健康保険特別会計予算	47
(2) 令和2年度国民健康保険特別会計決算	49
(3) 国保特別会計年度別決算状況	52

■事業年報

令和2年度国民健康保険事業年報	53
-----------------	----

■関係条例

(1) 福井市国民健康保険条例	67
(2) 福井市市税賦課徴収条例	72
(3) 福井市国民健康保険基金条例	84
(4) 福井市国民健康保険条例施行規則	85
(5) 国民健康保険法施行令（国保運営協議会関係分）	89

福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ

- 昭 29. 4 足羽郡社村編入、同地区国保事業継承
8 丹生郡西安居村編入、同地区国保事業継承
- 昭 30. 3 吉田郡中藤村編入、同地区国保事業継承
- 昭 31. 4 足羽郡足羽六条地区一部編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 4 回、保険税最高限度額 15,000 円
- 昭 32. 4 坂井郡大安寺村分村編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 10 回に変更、保険税最高限度額 50,000 円に改定
5 吉田郡河合村編入、同地区国保事業継承
7 全市国保事業実施準備のため社会課に国保分室設置
9 本庁職員 250 名動員被保険者資格調査実施
11 旧市部校下毎に国保全市実施趣旨説明会を開催
12 保険課創設
- 昭 33. 1 全市国保事業実施
4 国保運営協議会設置
10 診療報酬点数改正 (8.5%引上げ、甲・乙 2 表採用)
10 初診料の給付制限撤廃
- 昭 34. 2 丹生郡国見村編入
4 診療報酬審査業務国保連合会に委託
- 昭 35. 7 診療報酬支払業務国保連合会に委託
- 昭 36. 4 国民健康保険法全面改正
4 歯科補綴、給食、寝具の給付制限撤廃
7 診療報酬点数改正 (12.5%引上げ)
10 世帯主の結核、精神病の 7 割給付
10 吉田郡藤岡村合併
12 診療報酬点数改正 (2.3%引上げ)
- 昭 37. 12 助産費、葬祭費 1 件 1,500 円に引上げ
- 昭 38. 4 結核、精神病の給付期間の 3 か年の制限撤廃
4 助産費、葬祭費 1 件 2,000 円に引上げ
4 丹生郡殿下村合併
4 低所得世帯に対する税軽減措置実施
4 生活保護適用者を国保より即時除外に改正
9 診療報酬地域差撤廃
10 世帯主の 7 割給付実施
- 昭 39. 4 福井市国民健康保険基金設置
- 昭 40. 1 医療費緊急是正 (9.5%引上げ)
3 社診療所廃止
4 保険税収納事務を収納課へ移管
11 診療報酬薬価基準改定 (4.5%引下げ、技術料 3%振替)
- 昭 42. 5 坂井郡川西町合併、不均一課税、不均一給付実施
7 吉田郡森田町合併、不均一給付実施
- 昭 43. 1 世帯員 7 割給付の実施
4 育児手当金支給実施 (1 件 1,200 円)
- 昭 45. 2 医療費緊急是正 (9.74%引上げ)
4 助産費 3,000 円に改正
- 昭 46. 4 老人医療費 80 才以上無料化実施
4 保険税最高限度額を 80,000 円に改定

- 4 助産費 10,000 円に増額
- 7 老人医療費無料化 75 才に年令引下げ
- 9 足羽郡足羽町合併、不均一課税実施
- 10 老人医療費無料化 70 才に年齢引下げ
- 昭 47. 2 医療費改定 13.7%引上げ、薬価基準 3.9%引下げ
- 昭 48. 4 納付回数を 7 回に変更 (4 月～8 月、10 月、1 月)
- 7 乳幼児、重度心身障害者医療費無料化
- 昭 49. 2 医療費改定 (医療費 19.5%引上げ、薬価基準 2.0%引下げ)
- 4 育児手当金 2,000 円、葬祭費 3,000 円に増額
- 4 納付回数を 4 回に変更(4 月、7 月、10 月、1 月)
- 4 保険税最高限度額を 120,000 円に改定
- 4 助産費 20,000 円に増額
- 4 医療費改定 (16%引上げ)
- 4 賦課を電算化
- 昭 50. 1 高額療養費支給制度実施 (自己負担額 30,000 円)
- 4 韓国、朝鮮人の国保適用
- 4 助産費 40,000 円に増額
- 昭 51. 4 葬祭費 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 150,000 円に改定
- 4 医療費改定 (歯科を除く) 9%引上げ
- 8 高額医療費自己負担額 39,000 円に改定
- 8 医療費改定 (歯科) 9.6%引上げ
- 昭 52. 4 殿下診療所廃止
- 4 保険税最高限度額を 170,000 円に改定
- 4 助産費 60,000 円に増額
- 5 高額療養費融資あつ旋制度実施
- 昭 53. 2 医療費改定 (平均 9.6%引上げ)
- 4 葬祭費 7,000 円に増額
- 4 育児手当金 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 190,000 円に改定
- 昭 54. 4 保険税納期 4 回を 8 回に改正 (4 月～7 月仮算定、10 月～1 月本算定)
- 4 葬祭費 10,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 220,000 円に改定
- 昭 55. 4 本算定課税の一本化実施 (7 月～2 月)
- 4 助産費 80,000 円に増額
- 4 葬祭費 15,000 円に増額
- 6 保険税最高限度額を 240,000 円に改定
- 昭 56. 4 保険証の有効期間 1 年間に改正
- 4 医療費お知らせ運動の実施
- 4 保険税最高限度額を 260,000 円に改定
- 6 医療費改定 8.1%引上げ
- 6 薬価基準改定 18.6%引下げ
- 7 保険税納入消込電算化
- 昭 57. 3 助産費 100,000 円に増額
- 4 給付事務 (レセプト) 電算化
- 4 保険税最高限度額を 270,000 円に改定
- 5 保険税納付指導員制度創設
- 9 高額療養費自己負担額 45,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)
- 昭 58. 1 高額療養費自己負担額 51,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)

- 1 薬価基準 4.9%引下げ
- 2 老人保健制度発足
- 3 医療費引上げ 2.79%、薬価基準引下げ 16.6%
- 4 保険税最高限度額を 280,000 円に改定
- 4 保険証番号の変更
- 昭 59. 4 高額医療費共同事業実施
- 4 保険税最高限度額を 310,000 円に改定 (税法上は 35 万円)
- 10 退職者医療制度発足
- 10 高額療養費制度の改定
- 昭 60. 3 医療費引上げ 3.3%、薬価基準引下げ 6.0%
- 4 保険税最高限度額を 330,000 円に改定
- 昭 61. 3 助産費 130,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 360,000 円に改定
- 4 すべての外国人が被保険者の対象となる
- 4 医療費引上げ 2.3%、薬価基準引下げ 1.6%
- 4 健保改正、5 人以上の非適用業種
- 5 高額療養費自己負担額 54,000 円に改定 (他は変更なし)
- 昭 62. 1 老人保健法改正
- 一部負担金、加入者按分率の変更 老人保健施設 (中間施設)
- 1 国民健康保険法改正
- 1 資格証明書発行制度発足
- 4 保険税最高限度額を 380,000 円に改定
- 4 健保改正、5 人未満の全業種への適用について
- 昭 63. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 10% (差引 0.5%引下げ)
- 6 歯科診療報酬 0.6%引上げ
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 保険基盤安定制度 高医療市町村の安定計画 国庫補助金改正等
- 平元. 4 保険税最高限度額を 400,000 円に改定
- 4 医療費引上げ 0.11%、薬価基準引下げ 2.4%
- 6 高額療養費自己負担額を 57,000 円に改定
- 平 2. 4 葬祭費を 20,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 420,000 円に改定
- 4 保険証の市長印を印字化
- 4 医療費引上げ 3.7%、薬価基準引下げ 9.2%
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 老人保健医療費拠出金の加入者按分率が 100%になる
- 平 3. 4 保険税率の引下げ (所得割を 0.5%引下げ 7.3%に、資産割を 5%引下げ 42%に改定)
- 4 保険税最高限度額を 440,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 60,000 円に改定
- 5 一日人間ドック診療助成事業実施
- 7 助産費 160,000 円 育児手当金 10,000 円に増額
- 平 4. 3 高額療養費融資あっ旋制度を廃止
- 4 助産費 240,000 円に増額
- 4 高額療養費貸付事業実施
- 4 医療費引上げ 5.0%、薬価基準引下げ 2.4%
- 4 歯科材料、X線フィルム等の引下げ 2.5% (差引 2.5%引上げ)
- 4 保険税納付指導員 1 人増員
- 10 短期保険証 (6 か月) 交付実施
- 平 5. 4 葬祭費 30,000 円に増額

- 4 保険税最高限度額を 460,000 円に改定
5 高額療養費自己負担額を 63,000 円に改定
- 平 6. 4 医療費引上げ 4.8%、薬価基準引下げ 6.6%
4 保険税率の引下げ（資産割を 5%引下げ 37%に改定）
4 保険税最高限度額を 480,000 円に改定
10 助産費・育児手当金を統合し、出産育児一時金に名称変更し、300,000 円に増額
10 入院時食事療養費の創設
- 平 7. 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 20%から 22%へ引上げ
4 超高額医療費共同事業の創設
- 平 8. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 2.6%
4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 22%から 24%へ引上げ
4 保険税最高限度額を 520,000 円に改定
5 高額療養費自己負担額を 63,600 円に改定
10 入院時食事療養費の改定
- 平 9. 4 医療費引上げ 1.7%、薬価基準引下げ 1.32%
4 保険税率の引上げ（均等割 15,000 円/人を 20,000 円/人に、平等割 17,400 円/世帯を 24,000 円/世帯に改定）
4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 24%から 25%へ引上げ
9 薬剤費負担の導入
- 平 10. 4 医療費引上げ 1.5%、薬価基準引下げ 2.8%
4 保険税最高限度額を 530,000 円に改定
7 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 25%から 30%へ引上げ
- 平 12. 4 医療費引上げ 1.9%、薬価基準引下げ 1.7%
4 介護保険制度の開始に伴う保険税率の改定
介護保険（所得割 0.9%、資産割 4.2%、均等割 3,600 円/人、平等割 4,200 円/世帯、最高限度額 70,000 円）
- 平 13. 1 老人保健法改正（一部負担金の変更、高額療養費支給制度実施（自己負担額 37,200 円））
1 高額療養費自己負担限度額改正
- 平 14. 4 老人保健法改正（一部負担金の変更）
10 国民健康保険法・健康保険法一部改正（一部負担金の変更、高額療養費自己負担限度額変更、高額医療費自己負担限度額変更、国民健康保険税課税所得控除の変更）
- 平 15. 4 国民健康保険法一部改正（退職被保険者等の一部負担金の改正・外来薬剤一部負担金の廃止・高額療養費の一部改正・保険税所得割算定方法の一部改正）
介護保険税最高限度額を 80,000 円に改定
- 平 18. 2 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町合併、不均一課税、不均一給付実施
4 医療費引下げ 1.36%、薬価基準引下げ 1.8%
4 介護保険税最高限度額を 90,000 円に改定
10 70 才以上の一定以上所得者の負担割合を 2 割から 3 割に改正
高額療養費自己負担限度額改定、出産育児一時金を 350,000 円に増額
保険財政共同安定化事業の創設
12 脳ドック助成事業実施
- 平 19. 4 医療保険税最高限度額を 560,000 円に改定、70 歳未満の入院時高額療養費の現物給付化、
4 出産育児一時金の受取代理制度を開始
- 平 20. 2 国民健康保険特定健康診査等実施計画策定
4 老人保健制度に代わり後期高齢者（75 歳以上）を対象とした長寿（後期高齢者）医療制度が施行される
前期高齢者（65 歳から 74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

退職者医療制度が原則廃止される（経過措置として平成26年度までの間、65歳未満の退職被保険者を対象として当制度を存続させる）

長寿（後期高齢者）医療制度の開始に伴う保険税率等の改定

医療保険分（所得割4.1%、資産割11.2%、均等割21,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額470,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.4%、資産割3.9%、均等割6,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額120,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額90,000円）

低所得世帯に対する税軽減措置の変更（6割・4割軽減を7割・5割軽減に拡大し、2割軽減を新設）

長寿（後期高齢者）医療制度へ移行する者を含む世帯の国保被保険者に対する税軽減措置の実施（国保単身世帯について平等割半額（5年間）、低所得者に対する税軽減の所得判定基準の見直し（5年間）、国保被保険者となる旧被用者保険被扶養者に対する税減免（応能割は賦課しない、応益割半額（2年間））

乳幼児の負担割合（2割）の拡大（3歳未満→義務教育就学前）

葬祭費1件30,000円から50,000円に引上げ

高額医療・高額介護合算制度の施行

特定健康診査、特定保健指導の実施

診療報酬引上げ0.38%、薬価基準引下げ1.2%

10 国民健康保険税の特別徴収を開始

平21. 1 産科医療補償制度の実施（制度に加入する医療機関での出産について、3万円を限度に出産育児一時金を加算支給する。）に伴い、1件あたり3万円追加支給し38万円に増額

4 介護保険税最高限度額を100,000円に改定

特別徴収と口座振替の選択制開始

75歳到達月の自己負担限度額を2分の1に適用

75歳到達者の特定健康診査・特定保健指導適用

7 21年経済危機対策に伴い、離職者に対する保険税減免を実施（21年分のみ）

10 国の緊急少子化対策に伴い、出産育児一時金を1件あたり4万円追加支給し42万円に増額（23年3月まで）

出産育児一時金の直接支払制度開始

平22. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割5.6%、資産割11.2%、均等割26,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額500,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.7%、資産割3.9%、均等割7,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額130,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額100,000円）

非自発的失業者に対する課税所得7割軽減実施

診療報酬引上げ1.55%、薬価基準引下げ1.36%

7 低所得者に対する保険税の減免制度開始

平23. 4 出産育児一時金増額（38万円から42万円へ）を恒久化

国民健康保険税最高限度額を改定

医療保険分 510,000円 後期高齢者支援金等分 140,000円 介護保険分 120,000円

平24. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割6.9%、資産割7.9%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額510,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割2.1%、資産割2.6%、均等割8,200円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額140,000円）、介護保険分（所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額120,000円）

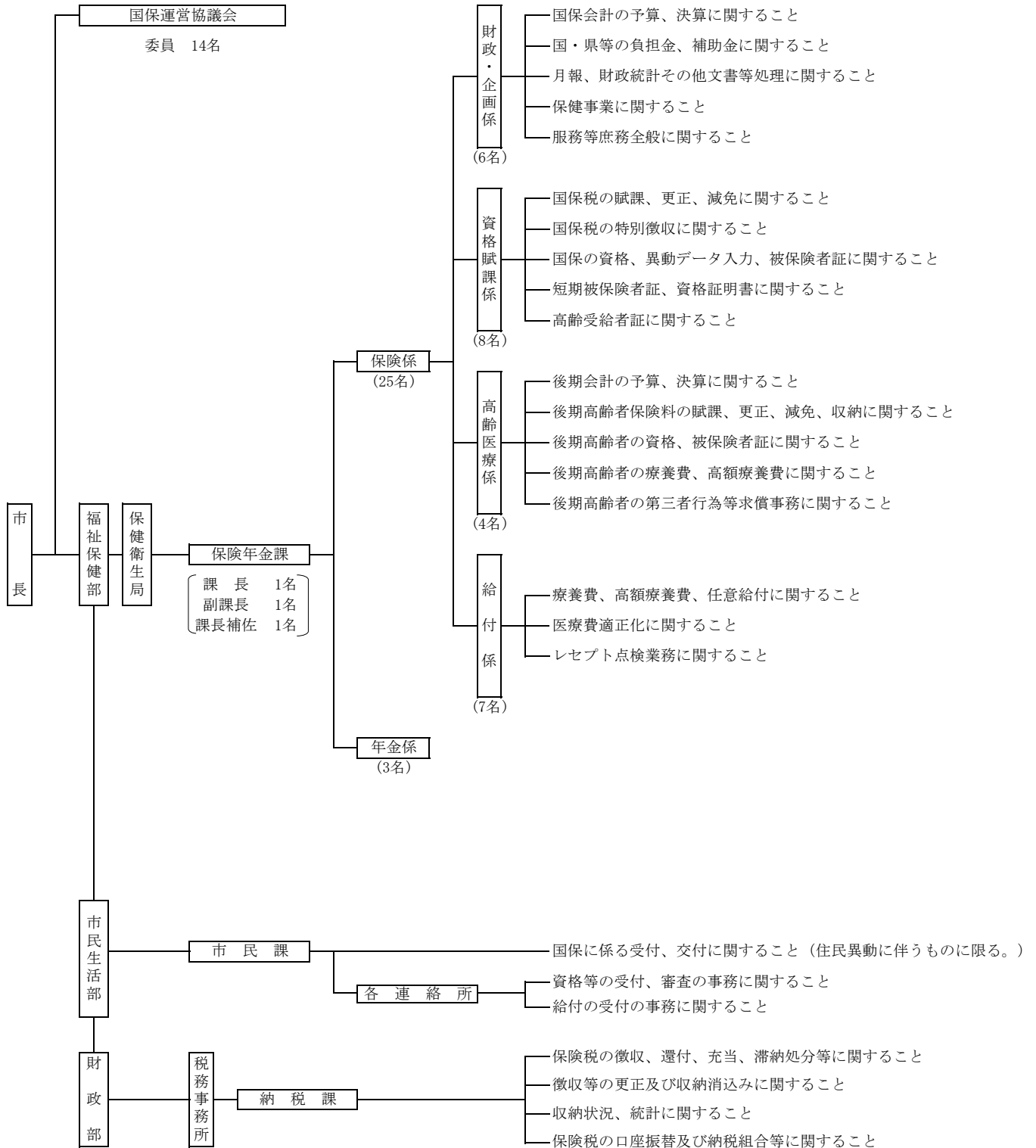
診療報酬引上げ1.38%、薬価基準引下げ1.38%

- 平 25. 4 特定同一世帯所属者制度の恒久化と特定世帯平等割減額制度の延長
- 平 26. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.1%、資産割 4.9%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 510,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 160,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 140,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.73%、薬価基準引下げ 0.63%
- 平 27. 4 国民健康保険税最高限度額を改定
 医療保険分 520,000 円 後期高齢者支援金等分 170,000 円 介護保険分 160,000 円
 保険税軽減基準の拡大
- 平 28. 2 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.6%、資産割 4.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 540,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 平 29. 4 診療報酬引上げ 0.49%、薬価基準引下げ 1.33%
 国民健康保険の都道府県単位化開始
 保険税軽減基準の拡大
- 平成 30. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.89%、資産割 2.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 580,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.4%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.95%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.74%
- 平成 31. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.00%、資産割 1.45%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 610,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.59%、均等割 8,600 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 3.00%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 令和元. 10 診療報酬引上げ 0.41%、薬価基準引下げ 0.48%
 令和 2. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.10%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 630,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.91%、均等割 8,900 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.55%、均等割 9,100 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 170,000 円）
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.01%

保 險 者

(1) 事務機構及び事務分掌

(R3.4.1現在)



(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名列 (順不同)

(令和2年4月現在)

選出区分	所 属	氏 名
公 益 代 表	福井市自治会連合会	辻 元
	福井市社会福祉協議会	高 畑 和 子
	福井市老人クラブ連合会	井 上 美 智 子
	福井市連合婦人会	田 村 洋 子
国民健康保険医 及同薬剤師代表	(社) 福井市医師会	田 中 章 善
	〃	吉 田 浩 士
	(社) 福井市歯科医師会	堀 江 謙 一
	(社) 福井市薬剤師会	上 原 敏
被 保 険 者 代 表	川 西 地 区	上 山 幸 美
	あ た ご 地 区	千 田 マ リ
	あ ず ま 地 区	柿 中 絹 江
	み な み 地 区	山 田 陽 子
被用者保険代表	セーレン健康保険組合	竹 内 きよみ
	全国健康保険協会 福 井 支 部	五十川 光 信

(3) 国保運営協議会開催状況

年度	開催期日	協 議 事 項
11	11. 9. 2	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成10年度国保特別会計の決算について
	11.11. 4	先進地視察（1泊2日）松阪市、伊勢市
	12. 2.10	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成12年度国保特別会計の予算（案）について 3. 介護保険制度の施行に伴う条例等の一部改正について
12	12. 9.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成11年度国保特別会計の決算について
	12.11. 2	先進地視察三重県四日市市
	13. 2.15	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
13	13. 9. 6	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成12年度国保特別会計の決算について
	13.11.12	先進地視察（1泊2日）奈良市、宇治市
	14. 3. 7	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成14年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
14	14. 9.26	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の決算について
	15. 2.13	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成15年度国保特別会計の予算（案）について
15	15. 8.29	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成14年度国保特別会計の決算について
	16. 2.16	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成16年度国民健康保険特別会計の予算（案）について
16	16. 8.19	1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成15年度国保特別会計の決算について
	17. 2.23	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成17年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 市町村合併について
17	17. 8.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成16年度国保特別会計の決算について 4. 市町村合併に伴う国民健康保険の諸問題について

17	18. 1. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 17 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について 4. 福井市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正（案）について
18	18. 8. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 平成 17 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 17 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 18 年度国民健康保険特別会計及び診療所特別会計の補正予算について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	19. 2. 8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計 3 月補正予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計 3 月補正予算（案）について 4. 平成 19 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 5. 平成 19 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について
19	19. 8. 23	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 20 年度以降の国民健康保険税関係について 6. 70 歳以上「現役並み所得者」の判定に係る経過措置について
	20. 2. 7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険条例の一部改正（案）について 2. 国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止（案）について 3. 診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正（案）について 4. 国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国民健康保険税改定（案）について 6. 平成 19 年度国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 7. 平成 20 年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 8. 平成 20 年度国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について
20	20. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長の選出について 2. 平成 19 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 19 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導中間報告について 7. 福井市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付要綱について
	21. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導について 6. 福井市国民健康保険資格証明書交付審査会の結果について 7. 国保制度の改正について 8. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

21	21. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 20 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 離職者等に対する国民健康保険税の減免について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導の中間報告について 7. 高額医療・高額介護合算療養費制度について 8. ジェネリック医薬品の利用促進について 9. 国民健康保険被保険者証のカード化について
	22. 1. 28	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 3. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 4. 平成 22 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について 6. 平成 22 年度税制改正に伴う市税賦課徴収条例の一部改正について
22	22. 8. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 4. 特定健診・特定保健指導の実施状況について
	23. 2. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成 23 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について
23	23. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 22 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施状況について 7. 国民健康保険被保険者証裏面の様式変更について
	24. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 5. 外来診療における高額療養費の現物給付化について 6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書について 7. 特定健康診査・特定保健指導について 8. 外部点検結果について（人間ドック助成事業）
24	24. 8. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 23 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 平成 24 年度国保税の当初賦課状況について 4. 住民基本台帳法の改正に伴う外国人住民の適用について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について

24	25. 2. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 第 2 期福井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国保財政の健全化方針について 6. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び人間ドック等の助成状況について
25	25. 8. 22	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 25 年度国保税の当初賦課状況について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について
	26. 2. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
26	26. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 平成 26 年度国保税の当初賦課状況について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
	27. 3. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
27	27. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 国民健康保険の都道府県化について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について
	28. 2. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について 6. 福井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について
28	28. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会副会長の選出について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 28 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 6. 保健事業の主な取組について 7. 国民健康保険の都道府県単位化について

28	29. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 保健事業の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
29	29. 8. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 保健事業等の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
	29. 10. 19	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国保の方向性について
	29. 12. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率について 2. 国民健康保険事業の赤字解消計画について
	30. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保の都道府県単位化に関するこれまでの協議内容について 2. 福井市国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率（案）について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険基金条例の一部改正について 6. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について 10. データヘルス計画等について
30	30. 11. 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 30 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 保健事業等の主な取組について 7. 平成 31 年度国民健康保険税率の設定について
	30. 12. 27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国民健康保険税率について
	31. 1. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 平成 31 年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 5. 福井市国民健康保険一部負担金減免取扱要綱の一部改正について 6. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 31 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 31 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について
R 元	1. 10. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 31 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて 7. 令和 2 年度国民健康保険税率の設定について

R 元	2. 1. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和2年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて
R2	2. 10. 16 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について 2. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 令和元年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 7. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて
	3. 2. 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和3年度国民健康保険税の税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて

被 保 險 者

(1)国民健康保険加入状況

(イ) 令和2年度月別加入状況

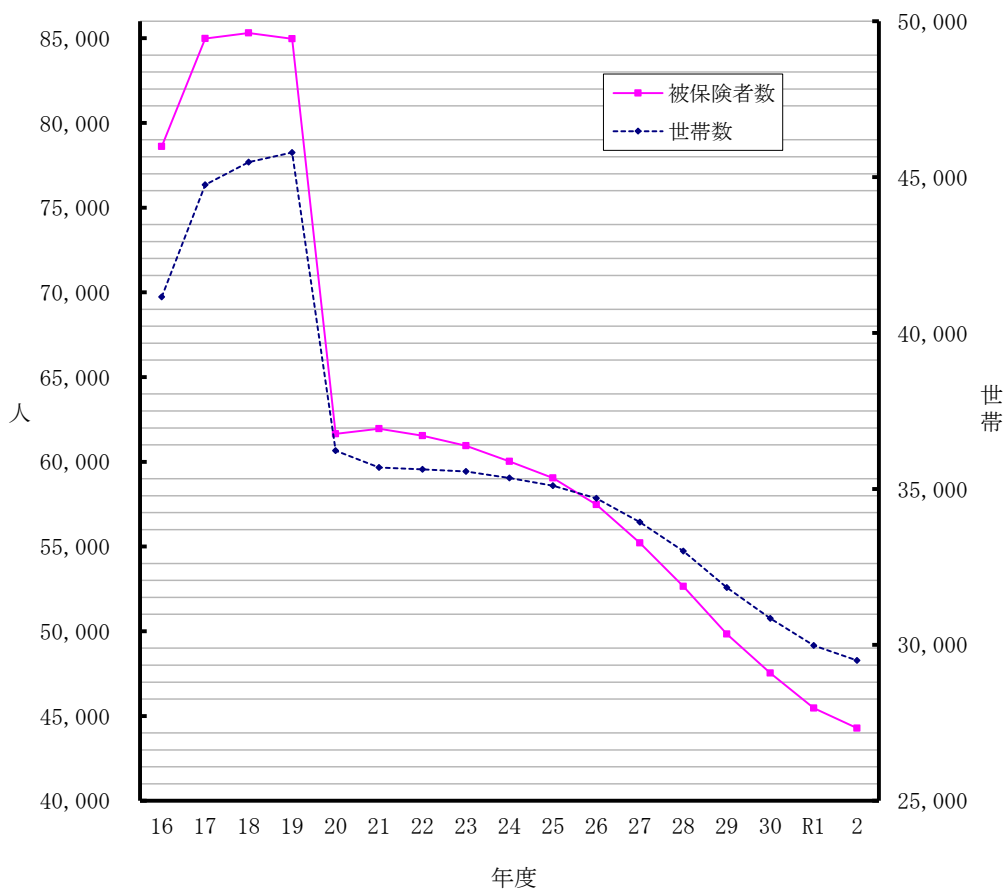
月	区分	住民登録		被保険者		加入割合 (%)	
		世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
	令和2年3月	104,511	261,986	29,466	44,343	28.19	16.93
	4月	104,952	262,373	29,827	44,925	28.42	17.12
	5月	104,949	262,328	29,797	44,823	28.39	17.09
	6月	105,035	262,245	29,755	44,717	28.33	17.05
	7月	105,123	262,132	29,547	44,415	28.11	16.94
	8月	105,136	262,016	29,480	44,248	28.04	16.89
	9月	105,157	261,898	29,412	44,152	27.97	16.86
	10月	105,230	261,814	29,394	44,126	27.93	16.85
	11月	105,255	261,701	29,374	44,033	27.91	16.83
	12月	105,313	261,601	29,387	44,037	27.90	16.83
	令和3年1月	105,268	261,313	29,329	43,877	27.86	16.79
	2月	105,247	261,046	29,193	43,665	27.74	16.73
	平均	105,098	261,871	29,497	44,280	28.07	16.91

(ロ) 年度別加入状況

年度	区分	住民登録 (平均)		被保険者 (平均)		加入割合 (%)	
		世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
	16年度	86,712	253,964	41,154	78,607	47.46	30.95
	17年度	92,439	271,491	44,756	84,979	48.42	31.30
	18年度	93,487	271,375	45,480	85,304	48.65	31.43
	19年度	94,186	270,979	45,790	84,958	48.62	31.35
	20年度	94,982	270,626	36,224	61,653	38.15	23.49
	21年度	95,602	269,939	35,688	61,953	37.33	22.95
	22年度	96,210	269,350	35,629	61,542	37.03	22.85
	23年度	96,973	268,971	35,556	60,942	36.67	22.66
	24年度	97,665	268,523	35,346	60,021	36.19	22.35
	25年度	98,461	267,890	35,101	59,043	35.65	22.04
	26年度	99,319	267,251	34,694	57,476	34.93	21.51
	27年度	100,130	266,607	33,937	55,210	33.89	20.71
	28年度	101,141	265,883	33,003	52,651	32.63	19.80
	29年度	102,230	265,225	31,832	49,831	31.14	18.79
	30年度	103,140	264,216	30,848	47,525	29.91	17.99
	令和元年度	104,193	263,236	29,978	45,457	28.77	17.27
	2年度	105,098	261,871	29,497	44,280	28.07	16.91

(2) 被保險者數、世帶數年度別圖表

年度	被保險者 (平均)	
	世帶數	被保險者數
16	41,154	78,607
17	44,756	84,979
18	45,480	85,304
19	45,790	84,958
20	36,224	61,653
21	35,688	61,953
22	35,629	61,542
23	35,556	60,942
24	35,346	60,021
25	35,101	59,043
26	34,694	57,476
27	33,937	55,210
28	33,003	52,651
29	31,832	49,831
30	30,848	47,525
R1	29,978	45,457
2	29,497	44,280



(3) 国民健康保険被保険者内訳

(イ) 令和2年度月別内訳

月	区分	一般被保険者		退職被保険者		計
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
令和2年3月		44,326	99.96	17	0.04	44,343
4月		44,925	100.00	0	0.00	44,925
5月		44,823	100.00	0	0.00	44,823
6月		44,717	100.00	0	0.00	44,717
7月		44,415	100.00	0	0.00	44,415
8月		44,248	100.00	0	0.00	44,248
9月		44,152	100.00	0	0.00	44,152
10月		44,126	100.00	0	0.00	44,126
11月		44,033	100.00	0	0.00	44,033
12月		44,037	100.00	0	0.00	44,037
令和3年1月		43,877	100.00	0	0.00	43,877
2月		43,665	100.00	0	0.00	43,665
平均		44,279	100.00	1	0.00	44,280

(ロ) 年度別内訳

(年度平均)

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者	老人保健対象被保険者	計
16		42,211	13,094	23,302	78,607
17		44,728	15,741	24,510	84,979
18		44,469	17,161	23,674	85,304
19		43,704	18,287	22,967	84,958
20		56,569	5,084		61,653
21		57,553	4,400		61,953
22		56,816	4,726		61,542
23		55,725	5,217		60,942
24		54,934	5,087		60,021
25		54,500	4,543		59,043
26		53,762	3,714		57,476
27		52,407	2,803		55,210
28		50,865	1,786		52,651
29		48,886	945		49,831
30		47,115	411		47,525
R1		45,360	97		45,457
2		44,279	1		44,280

(4)被保険者事由別異動状況

(イ) 資格取得

事由 月	転入	社会保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
令和2年4月	171	1,275	12	10	1	93	1,562
5月	67	457	18	6	1	58	607
6月	69	466	10	8	0	38	591
7月	60	516	20	11	2	76	685
8月	66	476	13	12	0	49	616
9月	83	412	8	5	0	42	550
10月	72	457	4	9	0	47	589
11月	106	377	4	10	0	40	537
12月	141	405	7	10	0	37	600
令和3年1月	79	354	9	6	0	35	483
2月	61	330	3	8	2	29	433
3月	185	441	6	12	0	47	691
計	1,160	5,966	114	107	6	591	7,944

(ロ) 資格喪失

事由 月	転出	社会保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
令和2年4月	176	514	15	28	182	65	980
5月	62	376	34	25	151	61	709
6月	62	412	25	30	126	42	697
7月	67	669	20	21	149	61	987
8月	76	438	17	26	151	75	783
9月	82	332	19	26	132	55	646
10月	90	350	22	22	109	22	615
11月	81	374	12	31	92	40	630
12月	97	317	21	14	96	51	596
令和3年1月	105	282	8	28	171	49	643
2月	82	325	16	30	144	48	645
3月	207	397	9	21	169	34	837
計	1,187	4,786	218	302	1,672	603	8,768

保 險 給 付

(1) 医療費費目別年度別給付状況

一般被保険者療養給付費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	705,446	19,185,715,701	14,025,085,917	4,712,585,667	448,044,117
29	676,090	18,910,155,625	13,809,662,513	4,713,435,256	387,057,856
30	674,386	18,512,860,318	13,541,007,077	4,599,010,346	372,842,895
R1	669,422	18,232,473,056	13,374,952,097	4,522,875,797	334,645,162
2	623,783	16,942,257,945	12,454,799,153	4,167,070,229	320,388,563

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	443,131	12,265,480,795	9,166,941,866	2,855,303,400	243,235,529
29	423,638	11,982,676,892	8,952,770,024	2,850,904,533	179,002,335
30	418,056	11,623,972,415	8,721,729,354	2,797,335,815	104,907,246
R1	414,694	11,456,939,268	8,635,389,174	2,765,671,105	55,878,989
2	392,396	10,666,525,796	8,066,411,680	2,538,892,918	61,221,198

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	216,218	6,178,548,848	4,916,447,313	1,064,765,011	197,336,524
29	210,253	6,026,548,690	4,795,440,895	1,096,688,415	134,419,380
30	221,259	6,357,239,852	5,051,442,461	1,242,087,851	63,709,540
R1	233,169	6,665,549,362	5,297,062,710	1,344,706,452	23,780,200
2	234,057	6,417,267,938	5,105,112,014	1,285,551,906	26,604,018

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	13,031	335,491,203	234,009,155	99,416,920	2,065,128
29	12,453	313,168,182	218,535,534	93,749,593	883,055
30	13,619	324,289,770	226,111,772	97,417,398	760,600
R1	15,227	357,773,387	249,959,110	107,109,998	704,279
2	15,010	323,465,274	225,454,977	97,260,218	750,079

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	15,964	259,221,999	206,761,993	47,038,792	5,421,214
29	13,744	192,741,578	153,711,436	35,119,548	3,910,594
30	13,836	171,175,561	136,431,002	5,752,751	28,991,808
R1	12,532	175,556,247	139,070,963	5,218,699	31,266,585
2	9,036	126,745,980	100,915,528	4,516,120	21,314,332

一般被保険者療養費

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		21,272	173,382,831	127,038,643	42,600,785	3,743,403
29		20,082	163,701,365	119,871,631	41,555,847	2,273,887
30		18,516	148,412,112	108,806,689	38,638,782	966,641
R1		18,204	153,061,506	114,315,225	38,708,007	38,274
2		15,909	130,004,830	95,886,031	34,118,799	0

一般被保険者療養費（前期高齢者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		12,743	108,858,431	81,821,746	23,293,282	3,743,403
29		12,089	102,920,902	77,147,042	23,499,973	2,273,887
30		10,975	91,838,128	69,310,431	21,561,056	966,641
R1		10,869	90,569,472	68,295,036	22,236,162	38,274
2		9,332	79,197,598	60,246,401	18,951,197	0

一般被保険者療養費（70歳以上一般）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		5,992	54,812,545	43,990,276	7,078,866	3,743,403
29		5,845	50,560,442	40,498,332	7,788,223	2,273,887
30		5,894	50,649,711	40,479,138	9,203,932	966,641
R1		6,281	51,732,846	41,728,040	9,966,532	38,274
2		5,664	47,968,618	38,384,032	9,584,586	0

一般被保険者療養費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		383	3,279,085	2,295,316	983,769	0
29		373	3,086,579	2,160,574	926,005	0
30		342	2,889,401	2,022,541	866,860	0
R1		433	3,838,604	2,686,057	1,152,547	0
2		402	3,241,033	2,268,663	972,370	0

一般被保険者療養費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		26	511,993	409,590	102,403	0
29		24	592,554	474,040	118,514	0
30		38	664,080	528,784	135,296	0
R1		49	840,846	670,438	170,408	0
2		47	843,356	666,733	176,623	0

一般被保険者療養諸費

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		726,718	19,359,098,532	14,152,124,560	4,755,186,452	451,787,520
29		696,172	19,073,856,990	13,929,534,144	4,754,991,103	389,331,743
30		692,902	18,661,272,430	13,649,813,766	4,637,649,128	373,809,536
R1		687,626	18,385,534,562	13,489,267,322	4,561,583,804	334,683,436
2		639,692	17,072,262,775	12,550,685,184	4,201,189,028	320,388,563

一般被保険者療養諸費（前期高齢者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		455,874	12,374,339,226	9,248,763,612	2,878,596,682	246,978,932
29		435,727	12,085,597,794	9,029,917,066	2,874,404,506	181,276,222
30		429,031	11,715,810,543	8,791,039,785	2,818,896,871	105,873,887
R1		425,563	11,547,508,740	8,703,684,210	2,787,907,267	55,917,263
2		401,728	10,745,723,394	8,126,658,081	2,557,844,115	61,221,198

一般被保険者療養諸費（70歳以上一般）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		222,210	6,233,361,393	4,960,437,589	1,071,843,877	201,079,927
29		216,098	6,077,109,132	4,835,939,227	1,104,476,638	136,693,267
30		227,153	6,407,889,563	5,091,921,599	1,251,291,783	64,676,181
R1		239,450	6,717,282,208	5,338,790,750	1,354,672,984	23,818,474
2		239,721	6,465,236,556	5,143,496,046	1,295,136,492	26,604,018

一般被保険者療養諸費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		13,414	338,770,288	236,304,471	100,400,689	2,065,128
29		12,826	316,254,761	220,696,108	94,675,598	883,055
30		13,961	327,179,171	228,134,313	98,284,258	760,600
R1		15,660	361,611,991	252,645,167	108,262,545	704,279
2		15,412	326,706,307	227,723,640	98,232,588	750,079

一般被保険者療養諸費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		15,990	259,733,992	207,171,583	47,141,195	5,421,214
29		13,768	193,334,132	154,185,476	35,238,062	3,910,594
30		13,874	171,839,641	136,959,786	5,888,047	28,991,808
R1		12,581	176,397,093	139,741,401	5,389,107	31,266,585
2		9,083	127,589,336	101,582,261	4,692,743	21,314,332

退職被保険者等療養給付費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	27,356	672,572,356	469,630,536	191,811,210	11,130,610
29	15,029	382,008,107	266,798,900	108,774,589	6,434,618
30	6,943	166,784,676	116,338,743	47,563,918	2,882,015
R1	1,756	45,578,593	31,634,482	13,382,756	561,355
2	20	170,010	119,007	50,855	148

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	5	33,670	26,936	6,734	0
29	50	1,723,350	1,378,680	344,670	0
30	46	474,590	379,672	43,010	51,908
R1	3	11,390	9,112	0	2,278
2	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	796	7,829,433	5,485,672	2,343,761	0
29	369	3,321,952	2,325,178	996,774	0
30	124	1,009,056	706,328	302,728	0
R1	48	268,640	188,044	80,596	0
2	3	11,800	8,260	3,540	0

退職被保険者等療養諸費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28	28,152	680,401,789	475,116,208	194,154,971	11,130,610
29	15,398	385,330,059	269,124,078	109,771,363	6,434,618
30	7,067	167,793,732	117,045,071	47,866,646	2,882,015
R1	1,804	45,847,233	31,822,526	13,463,352	561,355
2	23	181,810	127,267	54,395	148

退職被保険者等療養諸費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
28		5	33,670	26,936	6,734	0
29		50	1,723,350	1,378,680	344,670	0
30		46	474,590	379,672	43,010	51,908
R1		3	11,390	9,112	0	2,278
2		0	0	0	0	0

療養諸費被保険者1人当たり額

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者等	計
28		380,598	380,964	380,610
29		390,170	407,757	390,504
30		396,079	408,257	396,193
R1		405,325	472,652	405,469
2		385,561	181,810	385,557

※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者等	計
27		347,352	411,224	349,697
28		351,392	410,263	352,839
29		361,272	427,141	362,159
30		386,954	443,826	387,253
R1		399,169	455,572	399,224

(2)療養給付費内訳年度別状況(診療費)

一般被保険者療養給付費

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	13,725	219,934	7,320,894,241	26.983	16.02	533,398	143,928
29	13,426	215,114	7,374,613,078	27.464	16.02	549,278	150,853
30	13,018	207,890	7,238,537,833	27.630	15.97	556,041	153,636
R1	12,570	201,173	7,139,403,612	27.712	16.00	567,972	157,394
2	11,161	180,702	6,480,887,264	25.206	16.19	580,673	146,365

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	446,332	729,291	7,779,636,905	877.484	1.63	17,430	152,947
29	424,291	677,769	7,477,490,613	867.919	1.60	17,623	152,958
30	417,324	655,761	7,233,667,949	885.756	1.57	17,333	153,532
R1	407,432	631,546	7,025,968,482	898.219	1.55	17,245	154,893
2	375,438	568,119	6,502,064,549	847.892	1.51	17,319	146,843

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	78,090	158,480	1,134,426,730	153.524	2.03	14,527	22,303
29	75,260	147,281	1,066,068,590	153.950	1.96	14,165	21,807
30	76,880	148,078	1,085,338,451	163.175	1.93	14,117	23,036
R1	76,933	143,645	1,070,383,520	169.605	1.87	13,913	23,598
2	68,687	126,440	999,034,510	155.123	1.84	14,545	22,562

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	538,147	1,107,705	16,234,957,876	1,057.991	2.06	30,168	319,177
29	512,977	1,040,164	15,918,172,281	1,049.333	2.03	31,031	325,618
30	507,222	1,011,729	15,557,544,233	1,076.562	1.99	30,672	330,204
R1	496,935	976,364	15,235,755,614	1,095.536	1.96	30,659	335,885
2	455,286	875,261	13,981,986,323	1,028.221	1.92	30,710	315,770

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	8,244	120,347	4,735,162,409	34.557	14.60	574,377	198,489
29	8,128	118,868	4,706,546,156	35.033	14.62	579,053	202,860
30	7,700	111,119	4,593,221,050	33.188	14.43	596,522	197,975
R1	7,523	108,542	4,540,964,989	34.402	14.43	603,611	207,653
2	6,644	96,021	4,127,732,056	30.513	14.45	621,272	189,572

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	285,075	468,973	5,046,426,388	1,194.982	1.65	17,702	211,537
29	271,934	435,492	4,837,450,456	1,172.079	1.60	17,789	208,502
30	264,795	413,967	4,633,935,324	1,141.309	1.56	17,500	199,730
R1	258,615	397,270	4,512,663,778	1,182.618	1.54	17,449	206,359
2	243,094	361,795	4,225,319,976	1,116.442	1.49	17,381	194,053

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	45,915	95,506	690,349,650	192.467	2.08	15,035	28,938
29	44,053	89,055	655,942,660	189.875	2.02	14,890	28,272
30	44,932	89,242	663,345,710	193.664	1.99	14,763	28,591
R1	45,066	86,105	644,773,870	206.082	1.91	14,307	29,485
2	39,815	74,432	589,501,200	182.856	1.87	14,806	27,074

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	339,234	684,826	10,471,938,447	1,422.007	2.02	30,869	438,965
29	324,115	643,415	10,199,939,272	1,396.987	1.99	31,470	439,634
30	317,427	614,328	9,890,502,084	1,368.161	1.94	31,158	426,296
R1	311,204	591,917	9,698,402,637	1,423.102	1.90	31,164	443,497
2	289,553	532,248	8,942,553,232	1,329.811	1.84	30,884	410,699

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	4,187	60,932	2,392,001,330	40.635	14.55	571,292	232,143
29	4,118	59,367	2,323,118,049	39.795	14.42	564,137	224,499
30	4,250	60,790	2,557,514,800	41.071	14.30	601,768	247,151
R1	4,478	63,781	2,739,048,041	39.305	14.24	611,668	240,415
2	4,005	56,234	2,499,771,930	33.140	14.04	624,163	206,849

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	139,555	239,495	2,554,817,764	1,354.377	1.72	18,307	247,944
29	135,980	225,792	2,507,076,712	1,314.070	1.66	18,437	242,276
30	140,949	224,864	2,534,200,195	1,362.089	1.60	17,980	244,898
R1	146,152	227,783	2,569,248,565	1,282.823	1.56	17,579	225,511
2	146,190	221,341	2,551,753,000	1,209.681	1.51	17,455	211,150

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	21,741	45,699	334,514,160	210.996	2.10	15,386	32,464
29	21,022	43,127	317,366,190	203.150	2.05	15,097	30,669
30	23,262	46,378	348,704,630	224.797	1.99	14,990	33,698
R1	24,371	46,822	350,803,440	213.912	1.92	14,394	30,791
2	22,405	42,504	338,700,160	185.395	1.90	15,117	28,026

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	165,483	346,126	5,281,333,254	1,606.007	2.09	31,915	512,552
29	161,120	328,286	5,147,560,951	1,557.016	2.04	31,949	497,445
30	168,461	332,032	5,440,419,625	1,627.957	1.97	32,295	525,746
R1	175,001	338,386	5,659,100,046	1,536.040	1.93	32,338	496,717
2	172,600	320,079	5,390,225,090	1,428.217	1.85	31,230	446,026

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	222	2,495	118,539,820	35.749	11.24	533,963	190,885
29	206	2,229	110,643,990	32.907	10.82	537,107	176,748
30	177	1,803	105,524,070	28.275	10.19	596,181	168,569
R1	201	1,886	120,109,260	27.347	9.38	597,559	163,414
2	165	1,614	102,027,410	21.236	9.78	618,348	131,309

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	8,356	13,518	148,989,550	1,345.572	1.62	17,830	239,919
29	7,920	12,128	133,698,910	1,265.176	1.53	16,881	213,577
30	8,488	13,590	139,482,820	1,355.911	1.60	16,433	222,816
R1	9,496	14,900	156,184,410	1,291.973	1.57	16,447	212,496
2	9,341	13,790	141,851,730	1,202.188	1.48	15,186	182,563

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	1,421	2,910	19,826,750	228.824	2.05	13,953	31,927
29	1,398	2,749	19,327,650	223.323	1.97	13,825	30,875
30	1,770	3,442	25,264,490	282.748	1.94	14,274	40,359
R1	1,779	3,318	24,059,710	242.041	1.87	13,524	32,734
2	1,630	3,026	23,707,410	209.781	1.86	14,544	30,511

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	9,999	18,923	287,356,120	1,610.145	1.89	28,738	462,731
29	9,524	17,106	263,670,550	1,521.406	1.80	27,685	421,199
30	10,435	18,835	270,271,380	1,666.933	1.80	25,900	431,743
R1	11,476	20,104	300,353,380	1,561.361	1.75	26,172	408,644
2	11,136	18,430	267,586,550	1,433.205	1.65	24,029	344,384

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	227	1,503	88,455,230	17.158	6.62	389,671	66,860
29	189	1,155	73,773,630	15.976	6.11	390,337	62,361
30	173	1,004	55,073,020	14.624	5.80	318,341	46,554
R1	205	1,535	72,840,072	22.258	7.49	355,317	79,088
2	124	918	51,624,760	14.171	7.40	416,329	59,000

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	11,438	17,205	142,890,220	864.550	1.50	12,493	108,005
29	9,652	14,075	94,492,860	815.892	1.46	9,790	79,876
30	9,623	14,307	90,077,571	813.440	1.49	9,361	76,143
R1	8,544	12,755	78,165,739	927.687	1.49	9,149	84,871
2	5,965	8,259	55,027,590	681.714	1.38	9,225	62,889

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	1,182	1,815	11,665,520	89.342	1.54	9,869	8,817
29	1,114	1,722	10,663,010	94.167	1.55	9,572	9,014
30	1,084	1,627	11,574,490	91.631	1.50	10,678	9,784
R1	1,037	1,504	10,390,980	112.595	1.45	10,020	11,282
2	919	1,255	9,505,690	105.029	1.37	10,344	10,864

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	12,847	20,523	243,010,970	971.051	1.60	18,916	183,682
29	10,955	16,952	178,929,500	926.036	1.55	16,333	151,251
30	10,880	16,938	156,725,081	919.696	1.56	14,405	132,481
R1	9,786	15,794	161,396,791	1,062.541	1.61	16,493	175,241
2	7,008	10,432	116,158,040	800.914	1.49	16,575	132,752

退職被保険者等療養給付費

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	423	5,847	226,619,397	23.684	13.82	535,743	126,887
29	236	3,607	135,526,709	24.974	15.28	574,266	143,415
30	90	1,263	46,724,600	21.898	14.03	519,162	113,685
R1	36	557	17,502,530	37.113	15.47	486,181	180,438
2	0	0	-640	0.000	0.00	0	-640

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	17,223	27,486	289,326,677	964.334	1.60	16,799	161,997
29	9,228	14,125	154,340,901	976.508	1.53	16,725	163,324
30	4,323	7,410	79,329,300	1,051.825	1.71	18,351	193,015
R1	1,088	1,802	19,226,020	1,121.649	1.66	17,671	198,206
2	13	15	115,420	1,300.000	1.15	8,878	115,420

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	3,077	6,288	43,295,820	172.284	2.04	14,071	24,242
29	1,873	3,603	25,229,830	198.201	1.92	13,470	26,698
30	899	1,723	12,633,040	218.735	1.92	14,052	30,737
R1	209	386	2,589,410	215.464	1.85	12,390	26,695
2	2	2	48,440	200.000	1.00	24,220	48,440

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	20,723	39,621	559,241,894	1,160.302	1.91	26,987	313,125
29	11,337	21,335	315,097,440	1,199.683	1.88	27,794	333,436
30	5,276	10,357	138,250,600	1,283.698	1.96	26,204	336,376
R1	1,333	2,745	39,317,960	1,374.227	2.06	29,496	405,340
2	15	17	163,220	1,500.000	1.13	10,881	163,220

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	0	0	0	0.000	0.00	0	0
29	0	0	0	0.000	0.00	0	0
30	0	0	0	0.000	0.00	0	0
R1	0	0	0	0.000	0.00	0	0
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	3	3	26,230	300.000	1.00	8,743	26,230
29	28	41	1,622,480	2,800.000	1.46	57,946	1,622,480
30	31	34	406,540	3,100.000	1.10	13,114	406,540
R1	2	2	9,600	200.000	1.00	4,800	9,600
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	2	2	7,440	200.000	1.00	3,720	7,440
29	7	7	30,900	700.000	1.00	4,414	30,900
30	5	5	29,800	500.000	1.00	4,414	29,800
R1	0	0	0	0.000	1.00	4,414	0
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	5	5	33,670	500.000	1.00	6,734	33,670
29	35	48	1,653,380	3,500.000	1.37	47,239	1,653,380
30	36	39	436,340	3,600.000	1.08	12,121	436,340
R1	2	2	9,600	200.000	1.00	4,800	9,600
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0

※参考:療養給付費内訳年度別状況(全国市町村国保合計)

一般被保険者療養給付費

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	7,592,280	119,279,525	4,050,902,169,000	31,465,651	24.129	15.71	533,555	128,740
28	7,158,994	113,553,087	3,859,383,908,000	30,483,644	23.485	15.86	539,096	126,605
29	6,981,287	111,096,754	3,840,085,000,000	29,172,507	23.931	15.91	550,054	131,634
30	6,806,739	108,331,024	3,818,769,632,000	28,165,344	24.167	15.92	561,028	135,584
R1	6,625,991	105,871,248	3,795,104,909,000	27,169,493	24.388	15.98	572,760	139,683

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	280,836,650	449,411,848	4,017,293,459,000	31,465,651	892.518	1.60	14,305	127,672
28	257,197,548	407,679,616	3,747,250,536,000	30,483,644	843.723	1.59	14,570	122,927
29	248,180,152	388,898,808	3,672,995,025,000	29,172,507	850.733	1.57	14,800	125,906
30	242,183,246	374,562,549	3,630,786,975,000	28,165,344	859.863	1.55	14,992	128,910
R1	235,300,322	359,892,638	3,606,514,646,000	27,169,493	866.046	1.53	15,327	132,741

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	63,160,305	123,396,937	825,821,323,000	31,465,651	200.728	1.95	13,075	26,245
28	57,549,747	110,649,045	752,682,206,000	30,483,644	188.789	1.92	13,079	24,691
29	56,384,384	106,045,108	729,333,295,000	29,172,507	193.279	1.88	12,935	25,001
30	55,409,301	101,749,556	713,633,763,000	28,165,344	196.729	1.84	12,879	25,337
R1	55,408,944	98,961,839	703,396,338,000	27,169,493	203.938	1.79	12,695	25,889

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	351,589,235	692,088,310	8,894,016,951,000	31,465,651	1,117.375	1.97	25,297	282,658
28	321,906,289	631,881,748	8,359,316,650,000	30,483,644	1,055.997	1.96	25,968	274,223
29	311,545,823	606,040,670	8,242,413,320,000	29,172,507	1,067.943	1.95	26,457	282,540
30	304,399,286	584,643,129	8,163,190,370,000	28,165,344	1,080.758	1.92	26,817	289,831
R1	297,335,257	564,725,725	8,105,015,893,000	27,169,493	1,094.372	1.90	27,259	298,313

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	4,159,276	59,879,622	2,372,130,376,000	12,601,960	33.005	14.40	570,323	188,235
28	4,039,920	58,177,897	2,312,821,392,000	12,569,812	32.140	14.40	572,492	183,998
29	3,985,806	57,341,332	2,320,959,388,000	12,365,404	32.234	14.39	582,306	187,698
30	3,907,657	56,147,624	2,317,478,307,000	12,144,001	32.178	14.37	593,061	190,833
R1	3,813,067	55,029,306	2,305,932,371,000	11,841,774	32.200	14.43	604,745	194,729

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	158,625,010	258,634,444	2,347,606,203,000	12,601,960	1,258.733	1.63	14,800	186,289
28	152,542,141	247,802,147	2,266,016,651,000	12,569,812	1,213.559	1.62	14,855	180,275
29	148,628,006	234,197,250	2,234,427,770,000	12,365,404	1,201.966	1.58	15,034	180,700
30	145,381,696	225,336,077	2,211,462,536,000	12,144,001	1,197.148	1.55	15,211	182,103
R1	141,476,619	216,225,259	2,202,471,206,000	11,841,774	1,194.725	1.53	15,568	185,992

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	32,148,118	64,347,956	428,144,918,000	12,601,960	255.104	2.00	13,318	33,974
28	31,185,566	60,995,989	411,947,779,000	12,569,812	248.099	1.96	13,210	32,773
29	30,968,484	59,176,074	403,678,083,000	12,365,404	250.445	1.91	13,035	32,646
30	30,658,992	57,134,609	396,990,560,000	12,144,001	252.462	1.86	12,949	32,690
R1	30,834,690	55,889,234	393,022,877,000	11,841,774	260.389	1.81	12,746	33,190

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	194,932,404	382,862,022	5,147,881,498,000	12,601,960	1,546.842	1.96	26,409	408,498
28	187,767,627	366,976,033	4,990,785,822,000	12,569,812	1,493.798	1.95	26,580	397,045
29	183,582,296	350,714,656	4,959,065,241,000	12,365,404	1,484.645	1.91	27,013	401,044
30	179,948,345	338,618,310	4,925,931,403,000	12,144,001	1,481.788	1.88	27,374	405,627
R1	176,124,376	327,143,799	4,901,426,454,000	11,841,774	1,487.314	1.86	27,829	413,910

一般被保険者療養給付費 (70歳以上一般) : (再掲)

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	2,127,821	30,458,368	1,210,967,636,000	5,571,989	38.188	14.31	569,112	217,331
28	1,999,150	28,479,214	1,141,839,269,000	5,293,820	37.764	14.25	571,162	215,693
29	2,016,834	28,775,584	1,174,602,229,000	5,413,191	37.258	14.27	582,399	216,989
30	2,082,542	29,668,376	1,233,498,849,000	5,697,661	36.551	14.25	592,304	216,492
R1	2,146,231	30,723,419	1,299,349,586,000	5,945,567	36.098	14.32	605,410	218,541

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	79,422,599	134,834,856	1,175,615,543,000	5,571,989	1,425.390	1.70	14,802	210,987
28	73,702,104	122,328,679	1,094,740,594,000	5,293,820	1,392.229	1.66	14,854	206,796
29	73,500,073	119,270,835	1,106,432,533,000	5,413,191	1,357.796	1.62	15,053	204,396
30	75,732,265	120,044,705	1,156,189,382,000	5,697,661	1,329.182	1.59	15,267	202,924
R1	77,629,494	120,672,163	1,213,718,707,000	5,945,567	1,305.670	1.55	15,635	204,138

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	14,999,941	30,336,234	204,958,952,000	5,571,989	269.203	2.02	13,664	36,784
28	14,019,819	27,654,504	190,121,440,000	5,293,820	264.834	1.97	13,561	35,914
29	14,333,903	27,619,800	190,967,335,000	5,413,191	264.796	1.93	13,323	35,278
30	15,055,741	28,255,879	198,678,907,000	5,697,661	264.244	1.88	13,196	34,870
R1	16,051,110	29,267,594	207,776,213,000	5,945,567	269.968	1.82	12,945	34,946

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	96,550,361	195,629,458	2,591,542,131,000	5,571,989	1,732.781	2.03	26,841	465,102
28	89,721,073	178,462,397	2,426,701,303,000	5,293,820	1,694.827	1.99	27,047	458,403
29	89,850,810	175,666,219	2,472,002,097,000	5,413,191	1,659.849	1.96	27,512	456,663
30	92,870,548	177,968,960	2,588,367,138,000	5,697,661	1,629.977	1.92	27,871	454,286
R1	95,826,835	180,663,176	2,720,844,506,000	5,945,567	1,611.736	1.89	28,393	457,626

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	145,406	1,619,566	86,047,703,000	437,660	33.224	11.14	591,775	196,609
28	123,788	1,373,386	73,310,284,000	404,769	30.582	11.09	592,224	181,116
29	125,672	1,394,354	75,697,524,000	412,944	30.433	11.10	602,342	183,312
30	131,141	1,439,439	81,392,693,000	437,478	29.977	10.98	620,650	186,050
R1	131,913	1,452,312	83,093,013,000	453,930	29.060	11.01	629,908	183,052

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	6,283,756	9,850,181	92,534,411,000	437,660	1,435.762	1.57	14,726	211,430
28	5,399,534	8,340,698	79,472,664,000	404,769	1,333.979	1.54	14,718	196,341
29	5,469,481	8,334,267	81,185,073,000	412,944	1,324.509	1.52	14,843	196,601
30	5,762,378	8,672,505	85,960,497,000	437,478	1,317.181	1.51	14,918	196,491
R1	5,949,809	8,846,307	90,350,387,000	453,930	1,310.733	1.49	15,185	199,040

歯科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	1,409,986	2,724,141	17,464,731,000	437,660	322.165	1.93	12,386	39,905
28	1,206,697	2,280,133	14,911,910,000	404,769	298.120	1.89	12,358	36,841
29	1,232,716	2,279,363	15,078,681,000	412,944	298.519	1.85	12,232	36,515
30	1,303,859	2,364,118	15,982,543,000	437,478	298.040	1.81	12,258	36,533
R1	1,383,146	2,439,706	16,691,406,000	453,930	304.705	1.76	12,068	36,771

計（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	7,839,148	14,193,888	196,046,845,000	437,660	1,791.150	1.81	25,009	447,943
28	6,730,019	11,994,217	167,694,858,000	404,769	1,662.681	1.78	24,917	414,298
29	6,827,869	12,007,984	171,961,278,000	412,944	1,653.461	1.76	25,185	416,428
30	7,197,378	12,476,062	183,335,733,000	437,478	1,645.198	1.73	25,473	419,074
R1	7,464,868	12,738,325	190,134,806,000	453,930	1,644.498	1.71	25,471	418,864

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	193,576	1,325,542	81,256,834,000	955,552	20.258	6.85	419,767	85,037
28	148,289	1,019,534	63,513,801,000	879,983	16.851	6.88	428,311	72,176
29	136,499	936,161	59,487,381,000	795,426	17.160	6.86	435,808	74,787
30	124,068	851,742	55,456,800,000	731,846	16.953	6.87	446,987	75,777
R1	115,077	796,345	52,971,644,000	675,948	17.025	6.92	460,315	78,366

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	10,612,736	16,805,048	94,397,101,000	955,552	1,110.639	1.58	8,895	98,788
28	8,098,386	12,633,664	72,558,863,000	879,983	920.289	1.56	8,960	82,455
29	7,234,792	11,180,262	64,896,170,000	795,426	909.549	1.55	8,970	81,587
30	6,610,915	10,079,493	59,244,578,000	731,846	903.321	1.52	8,962	80,952
R1	6,083,734	9,169,089	54,848,089,000	675,948	900.030	1.51	9,016	81,142

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	1,399,696	2,099,740	13,781,926,000	955,552	146.480	1.50	9,846	14,423
28	1,086,091	1,627,942	11,037,150,000	879,983	123.422	1.50	10,162	12,542
29	996,072	1,461,253	10,077,865,000	795,426	125.225	1.47	10,118	12,670
30	935,092	1,341,218	9,529,998,000	731,846	127.772	1.43	10,192	13,022
R1	886,391	1,235,250	9,022,514,000	675,948	131.133	1.39	10,179	13,348

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	12,206,008	20,230,330	189,435,860,000	955,552	1,277.378	1.66	15,520	198,248
28	9,332,766	15,281,140	147,109,814,000	879,983	1,060.562	1.64	15,763	167,173
29	8,367,363	13,577,676	134,461,416,000	795,426	1,051.935	1.62	16,070	169,043
30	7,670,075	12,272,453	124,231,376,000	731,846	1,048.045	1.60	16,197	169,751
R1	7,085,202	11,200,684	116,842,247,000	675,948	1,048.187	1.58	16,491	172,857

退職被保険者等療養給付費

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	284,645	4,105,357	163,805,480,000	1,199,608	23.728	14.42	575,473	136,549
28	182,940	2,672,610	106,679,049,000	767,898	23.823	14.61	583,137	138,923
29	98,759	1,476,405	58,481,648,000	398,048	24.811	14.95	592,165	146,921
30	38,269	588,844	23,089,895,000	148,878	25.705	15.39	603,358	155,093
R1	6,480	102,449	4,113,029,000	26,835	24.148	15.81	634,727	153,271

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	11,387,116	18,107,832	185,839,406,000	1,199,608	949.236	1.59	16,320	154,917
28	7,186,298	11,349,198	118,752,285,000	767,898	935.840	1.58	16,525	154,646
29	3,790,688	5,951,882	63,657,353,000	398,048	952.319	1.57	16,793	159,924
30	1,481,247	2,305,831	24,538,372,000	148,878	994.940	1.56	16,566	164,822
R1	286,616	437,705	4,507,477,000	26,835	1,068.068	1.53	15,727	167,970

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	2,687,751	5,307,460	34,893,323,000	1,199,608	224.052	1.97	12,982	29,087
28	1,694,975	3,275,565	21,856,001,000	767,898	220.729	1.93	12,895	28,462
29	900,615	1,707,084	11,523,353,000	398,048	226.258	1.90	12,795	28,950
30	351,236	650,666	4,438,337,000	148,878	235.922	1.85	12,636	29,812
R1	72,097	128,512	880,872,000	26,835	268.668	1.78	12,218	32,825

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	14,359,512	27,520,649	384,538,209,000	1,199,608	1,197.017	1.92	26,779	320,553
28	9,064,213	17,297,373	247,287,335,000	767,898	1,180.393	1.91	27,282	322,031
29	4,790,062	9,135,371	133,662,354,000	398,048	1,203.388	1.91	27,904	335,795
30	1,870,752	3,545,341	52,066,604,000	148,878	1,256.567	1.90	27,832	349,727
R1	365,193	668,666	9,501,378,000	26,835	1,360.883	1.83	26,017	354,067

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	187	1,087	60,256,000	980	19.082	5.81	322,225	61,486
28	65	423	38,190,000	530	12.264	6.51	587,538	72,057
29	43	532	35,063,000	194	22.165	12.37	815,419	180,737
30	6	24	1,253,000	56	10.714	4.00	208,833	22,375
R1	5	48	7,007,000	10	50.000	9.60	1,401,400	700,700

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	9,171	15,034	84,239,000	980	935.816	1.64	9,185	85,958
28	4,751	7,490	39,801,000	530	896.415	1.58	8,377	75,096
29	1,734	2,690	18,434,000	194	893.814	1.55	10,631	95,021
30	538	829	5,449,000	56	960.714	1.54	10,128	97,304
R1	89	128	914,000	10	890.000	1.44	10,270	91,400

歯科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	1,433	2,214	14,291,000	980	146.224	1.55	9,973	14,583
28	821	1,304	8,671,000	530	154.906	1.59	10,562	16,360
29	277	451	2,808,000	194	142.784	1.63	10,137	14,474
30	78	139	1,032,000	56	139.286	1.78	13,231	18,429
R1	17	25	146,000	10	170.000	1.47	8,588	14,600

計（全国市町村国保合計）

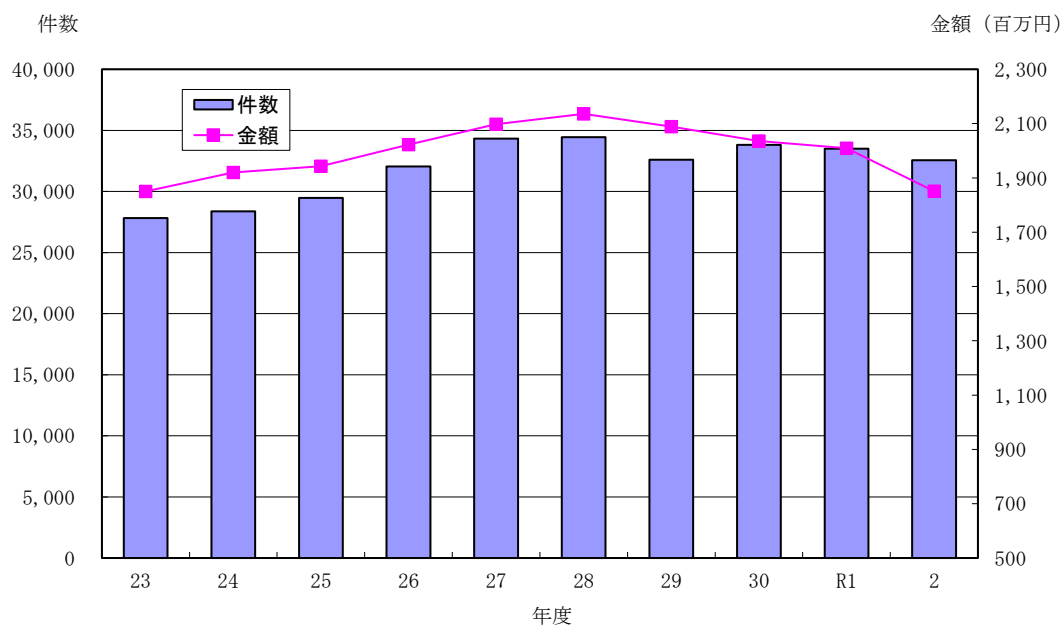
年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
27	10,791	18,335	158,786,000	980	1,101.122	1.70	14,715	162,027
28	5,637	9,217	86,662,000	530	1,063.585	1.64	15,374	163,513
29	2,054	3,673	56,305,000	194	1,058.763	1.79	27,412	290,232
30	622	992	7,734,000	56	1,110.714	1.59	12,434	138,107
R1	111	201	8,067,000	10	1,110.000	1.81	72,676	806,700

(3) 高額療養費

高額療養費年度別給付状況

区分 年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合 計			
	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	現物給付分（再掲）	
							件 数	高額療養費
23	25,689	1,629,441,733	2,129	220,983,505	27,818	1,850,425,238	18,777	1,575,141,612
24	26,161	1,705,390,972	2,220	214,994,215	28,381	1,920,385,187	19,925	1,698,283,771
25	27,269	1,716,682,174	2,203	226,548,625	29,472	1,943,230,799	20,989	1,766,252,875
26	30,135	1,841,149,659	1,918	181,679,931	32,053	2,022,829,590	22,237	1,837,274,680
27	32,898	1,980,030,983	1,436	117,923,687	34,334	2,097,954,670	22,842	1,907,221,311
28	33,509	2,059,202,460	941	76,666,473	34,450	2,135,868,933	22,069	1,952,151,233
29	32,099	2,044,435,513	493	44,712,767	32,592	2,089,148,280	21,135	1,929,135,691
30	33,556	2,017,112,561	252	18,713,086	33,808	2,035,825,647	19,107	1,832,965,153
R1	33,431	2,001,882,026	79	7,340,597	33,510	2,009,222,623	18,381	1,800,574,754
2	32,555	1,851,322,768	6	140,325	32,561	1,851,463,093	17,229	1,656,953,007

高額療養費年度別推移図



高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額
23	79	9,477,000
24	35	5,184,000
25	13	1,632,000
26	7	2,203,000
27	15	3,092,000
28	20	3,920,000
29	9	3,015,000
30	6	1,739,000
R1	3	824,000
2	5	674,000

(4)任意給付

(イ) 令和2年度月別給付状況

月	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年4月	14	5,880,000	0	0	14	5,880,000
5月	8	3,312,000	21	1,050,000	29	4,362,000
6月	12	5,008,000	25	1,250,000	37	6,258,000
7月	4	1,680,000	27	1,350,000	31	3,030,000
8月	4	1,664,000	19	950,000	23	2,614,000
9月	14	5,848,000	22	1,100,000	36	6,948,000
10月	7	2,940,000	25	1,250,000	32	4,190,000
11月	8	3,360,000	21	1,050,000	29	4,410,000
12月	8	3,360,000	28	1,400,000	36	4,760,000
令和3年1月	8	3,344,000	17	850,000	25	4,194,000
2月	5	2,068,000	48	2,400,000	53	4,468,000
3月	9	3,764,000	0	0	9	3,764,000
計	101	42,228,000	253	12,650,000	354	54,878,000

(ロ) 年度別給付状況

年度	出産育児一時金		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額
20年度	247	87,710,000	380	17,480,000
21年度	251	98,520,000	294	14,600,000
22年度	246	102,480,000	308	15,380,000
23年度	270	112,800,000	305	15,250,000
24年度	202	84,600,000	295	14,750,000
25年度	190	79,410,000	301	15,050,000
26年度	178	74,128,000	331	16,550,000
27年度	180	75,442,000	324	16,200,000
28年度	171	71,580,000	309	15,450,000
29年度	156	64,472,000	280	14,000,000
30年度	114	47,704,000	282	14,100,000
令和元年度	104	43,552,000	249	12,450,000
2年度	101	42,228,000	253	12,650,000

(5)標準負担額の減額状況

月	件数
令和2年4月	1,546
5月	1,604
6月	1,656
7月	1,719
8月	1,024
9月	1,147
10月	1,256
11月	1,308
12月	1,348
令和3年1月	1,394
2月	1,429
3月	1,511
計	16,942
年度平均	1,412

保 健 事 業

(1)医療費通知事業

被保険者に健康に対する認識を深めてもらうために、自分のかかった医療費等を通知。

	回数	通知対象	通知件数
28年度	6	12～11月診療分	157,361
29年度	6	12～11月診療分	151,104
30年度	6	12～11月診療分	145,897
令和元年度	6	12～11月診療分	144,543
2年度	6	12～11月診療分	137,647

(2)一日人間ドック、脳ドック実施事業

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するために健診料の一部を助成。

・一日人間ドック

	定員	受診者数 (人)		
		男性	女性	計
28年度	1,400	712	657	1,369
29年度	1,400	719	640	1,359
30年度	1,400	687	608	1,295
令和元年度	1,000	409	399	808
2年度	1,000	366	329	695

・脳ドック

	定員	受診者数 (人)		
		男性	女性	計
28年度	160	57	97	154
29年度	160	49	99	148
30年度	160	54	99	153
令和元年度	160	45	82	127
2年度	160	38	59	97

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

平成20年度より、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を実施している。さらに、健診の結果、生活習慣改善の必要のある者には、特定保健指導を実施している。

・ 特定健康診査 (法定報告値・令和3年11月末現在)

年度	対象者数	受診者数	受診率
30年度	33,374人	11,051人	33.1%
令和元年度	32,251人	10,243人	31.8%
2年度	31,976人	8,559人	26.8%

・ 特定保健指導 (法定報告値・令和3年11月末現在)

年度	種別	対象者数	実施終了者数	実施率
30年度	動機付け支援	1,146人	199人	17.4%
	積極的支援	258人	15人	5.8%
計		1,404人	214人	15.2%
令和元年度	動機付け支援	1,015人	145人	14.3%
	積極的支援	250人	21人	8.4%
計		1,265人	166人	13.1%
2年度	動機付け支援	815人	92人	11.3%
	積極的支援	191人	14人	7.3%
計		1,006人	106人	10.6%

保 險 稅

(1) 福井市国民健康保険税率の変遷

(イ) 医療保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
昭和31年度	1.7%	6.0%	170円	500円
32	2.0	8.0	310	500
33	2.0	8.0	300	500
36	2.0	8.0	384	620
37	1.6	8.0	384	620
39	1.8	10.0	480	780
40	2.3	14.0	780	1,250
41	2.2	12.0	780	1,250
43	2.2	12.0	1,020	1,500
44	2.3	14.0	1,200	1,800
45	2.6	16.0	1,500	2,280
46	2.2	16.0	1,500	2,280
47	2.6	19.0	2,160	2,880
48	2.7	20.0	2,640	3,600
49	3.0	25.0	3,600	4,800
50	4.6	36.0	5,280	6,960
51	5.5	39.0	6,480	8,520
52	5.5	40.0	6,840	8,940
54	6.0	41.0	8,040	10,500
55	6.0	41.0	9,600	12,000
56	6.5	41.0	10,800	13,200
57	6.8	41.0	12,600	15,000
61	7.8	47.0	15,000	17,400
平成3年度	7.3	42.0	15,000	17,400
6	7.3	37.0	15,000	17,400
9~19	7.3	37.0	20,000	24,000
20~21	4.1	11.2	21,000	17,400
22~23	5.6	11.2	26,000	17,400
24~25	6.9	7.9	29,600	17,400
26~27	7.1	4.9	29,600	17,400
28~29	7.6	4.9	29,900	17,400
30	7.89	2.9	29,900	17,400
令和元年度	8.00	1.5	29,600	17,400
2	8.10	-	29,600	17,400

(ロ) 後期高齢者支援金等分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成20~21年度	1.4%	3.9%	6,600円	5,400円
22~23	1.7	3.9	7,600	5,400
24~25	2.1	2.6	8,200	5,400
26~29	3.6	2.6	8,200	5,400
30	2.4	0.0	8,200	5,400
令和元年度	2.59	0.0	8,600	5,400
2	2.91	-	8,900	5,600

(ハ) 介護保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成12~19年度	0.9%	4.2%	3,600円	4,200円
20~23	2.1	7.9	9,900	6,000
24~29	2.2	3.1	9,900	6,000
30	2.95	0.0	9,900	6,000
令和元年度	3.00	0.0	9,900	6,000
2	2.55	-	9,100	5,600

(2)令和2年度保険税税率

方式	課税対象	税 率			
		医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
1	所得割	課税総所得金額	8.10/100	2.91/100	2.55/100
2	資産割	土地家屋の固定資産税額	-	-	-
3	均等割	被保険者一人当たり	29,600 円	8,900 円	9,100 円
4	平等割	一世帯当たり	17,400 円	5,600 円	5,600 円

(3)令和2年度保険税賦課状況

賦 課 期 日	4月1日		納 期 限	普通徴収 8回(7.8.9.10.11.12.1.2月) 特別徴収 6回(4.6.8.10.12.2月)																																																								
賦 課 方 式	3方式		所得割、均等割、平等割																																																									
賦 課 割 合 (限度オーバー分 控除後)	医療分	<table border="1"> <tr><td>応能割</td><td>所得割</td><td>53.56%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>資産割</td><td>0.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>均等割</td><td>33.88%</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>平等割</td><td>12.56%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>53.56%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>46.44%</td></tr> </table>	応能割	所得割	53.56%	資産割	資産割	0.00%	均等割	均等割	33.88%	平等割	平等割	12.56%			53.56%			46.44%	支援分	<table border="1"> <tr><td>応能割</td><td>所得割</td><td>54.03%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>資産割</td><td>0.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>均等割</td><td>32.89%</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>平等割</td><td>13.08%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>54.03%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>45.97%</td></tr> </table>	応能割	所得割	54.03%	資産割	資産割	0.00%	均等割	均等割	32.89%	平等割	平等割	13.08%			54.03%			45.97%	介護分	<table border="1"> <tr><td>応能割</td><td>所得割</td><td>61.29%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>資産割</td><td>0.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>均等割</td><td>25.18%</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>平等割</td><td>13.53%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>61.29%</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>38.71%</td></tr> </table>	応能割	所得割	61.29%	資産割	資産割	0.00%	均等割	均等割	25.18%	平等割	平等割	13.53%			61.29%			38.71%
応能割	所得割	53.56%																																																										
資産割	資産割	0.00%																																																										
均等割	均等割	33.88%																																																										
平等割	平等割	12.56%																																																										
		53.56%																																																										
		46.44%																																																										
応能割	所得割	54.03%																																																										
資産割	資産割	0.00%																																																										
均等割	均等割	32.89%																																																										
平等割	平等割	13.08%																																																										
		54.03%																																																										
		45.97%																																																										
応能割	所得割	61.29%																																																										
資産割	資産割	0.00%																																																										
均等割	均等割	25.18%																																																										
平等割	平等割	13.53%																																																										
		61.29%																																																										
		38.71%																																																										
税 率	医療分	<table border="1"> <tr><td>所得割</td><td>8.10%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>-</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>29,600円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>17,400円</td></tr> </table>	所得割	8.10%	資産割	-	均等割	29,600円	平等割	17,400円	支援分	<table border="1"> <tr><td>所得割</td><td>2.91%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>-</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>8,900円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>5,600円</td></tr> </table>	所得割	2.91%	資産割	-	均等割	8,900円	平等割	5,600円	介護分	<table border="1"> <tr><td>所得割</td><td>2.55%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>-</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>9,100円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>5,600円</td></tr> </table>	所得割	2.55%	資産割	-	均等割	9,100円	平等割	5,600円																														
所得割	8.10%																																																											
資産割	-																																																											
均等割	29,600円																																																											
平等割	17,400円																																																											
所得割	2.91%																																																											
資産割	-																																																											
均等割	8,900円																																																											
平等割	5,600円																																																											
所得割	2.55%																																																											
資産割	-																																																											
均等割	9,100円																																																											
平等割	5,600円																																																											
賦 課 限 度 額	医療分	63万円	支援分	19万円	介護分	17万円																																																						
調 定 額	4,765,695,600円																																																											
課税対象世帯数	29,195世帯		課税対象被保険者数	43,666人																																																								
低所得世帯の軽減状況	7割軽減	軽減額	435,051千円	世帯数	8,061世帯																																																							
				被保険者数	10,283人																																																							
	5割軽減	軽減額	204,332千円	世帯数	4,525世帯																																																							
				被保険者数	7,524人																																																							
	2割軽減	軽減額	62,482千円	世帯数	3,394世帯																																																							
				被保険者数	5,779人																																																							
	計	軽減額	701,865千円	世帯数	15,980世帯																																																							
				被保険者数	23,586人																																																							

(4) 年度別保険税賦課状況

区分	年度	28			29			30			令和元			2			
		医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	
納税義務者数	納税義務者(世帯)	32,362	32,362	13,419	31,070	31,070	12,729	30,278	30,278	12,077	29,507	29,507	11,612	29,195	29,195	11,285	
	被保険者	51,167	51,167	15,643	48,411	48,411	14,800	46,326	46,326	13,956	44,420	44,420	13,326	43,666	43,666	12,924	
賦課割合	所得割%	48.43	58.93	48.03	48.70	59.12	48.34	50.82	53.84	56.91	52.36	54.95	56.84	53.56	54.03	61.29	
	資産割%	2.53	3.61	3.99	2.55	3.65	4.05	1.47	0.00	0.00	0.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	均等割%	36.32	26.83	31.57	36.01	26.59	31.30	35.09	32.81	28.27	34.28	32.33	28.24	33.88	32.89	25.18	
	平等割%	12.72	10.63	16.41	12.74	10.64	16.31	12.62	13.35	14.82	12.63	12.72	14.92	12.56	13.08	13.53	
税率	所得割	7.6/100	3.6/100	2.2/100	7.6/100	3.6/100	2.2/100	7.89/100	2.4/100	2.95/100	8.00/100	2.59/100	3.00/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	
	資産割	4.9/100	2.6/100	3.1/100	4.9/100	2.6/100	3.1/100	2.9/100	-	-	1.45/100	-	-	-	-	-	
	均等割(円)	29,900	8,200	9,900	29,900	8,200	9,900	29,900	8,200	9,900	29,600	8,600	9,900	29,600	8,900	9,100	
	平等割(円)	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,600	5,600	
賦課限度額	限度額(円)	540,000	190,000	160,000	540,000	190,000	160,000	580,000	190,000	160,000	610,000	190,000	160,000	630,000	190,000	170,000	
	世帯数	756	1,134	313	750	1,113	326	659	537	438	589	605	432	537	726	270	
軽減状況	7割軽減	軽減額(千円)	353,825	100,824	41,175	336,761	95,989	39,197	329,831	94,048	38,127	319,185	94,668	37,244	307,712	94,524	32,815
		世帯数	8,898	8,898	3,522	8,541	8,541	3,358	8,462	8,462	3,265	8,312	8,312	3,185	8,061	8,061	3,033
		被保険者数	11,891	11,891	3,807	11,281	11,281	3,621	11,003	11,003	3,523	10,697	10,697	3,444	10,283	10,283	3,285
	5割軽減	軽減額(千円)	161,361	45,612	15,488	154,596	43,699	14,711	153,889	43,496	14,189	143,790	42,456	13,554	146,999	44,953	12,380
		世帯数	4,667	4,667	1,762	4,521	4,521	1,673	4,517	4,517	1,611	4,352	4,352	1,533	4,525	4,525	1,537
		被保険者数	8,274	8,274	2,061	7,929	7,929	1,958	7,898	7,898	1,890	7,398	7,398	1,809	7,524	7,524	1,775
	2割軽減	軽減額(千円)	52,539	14,838	4,874	49,807	14,072	4,692	46,103	13,032	4,302	44,372	13,098	4,101	44,894	13,725	3,863
		世帯数	3,728	3,728	1,356	3,613	3,613	1,298	3,427	3,427	1,209	3,343	3,343	1,167	3,394	3,394	1,171
		被保険者数	6,798	6,798	1,640	6,419	6,419	1,583	5,909	5,909	1,440	5,737	5,737	1,364	5,779	5,779	1,402
	計	軽減額(千円)	567,725	161,274	61,537	541,164	153,760	58,600	529,823	150,576	56,618	507,347	150,222	54,899	499,605	153,202	49,058
		世帯数	17,293	17,293	6,640	16,675	16,675	6,329	16,406	16,406	6,085	16,007	16,007	5,885	15,980	15,980	5,741
		被保険者数	26,963	26,963	7,508	25,629	25,629	7,162	24,810	24,810	6,853	23,832	23,832	6,617	23,586	23,586	6,462

(5) 年度別保険税収納状況

(単位：円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	
30	医療	現年度分	3,490,457,055	3,247,305,504	327,787	242,823,764	93.03
		滞納繰越分	1,325,590,311	307,035,900	98,390,919	920,163,492	23.16
		計	4,816,047,366	3,554,341,404	98,718,706	1,162,987,256	73.80
	支援	現年度分	1,034,352,074	962,949,216	114,113	71,288,745	93.10
		滞納繰越分	719,228,303	162,067,290	29,762,591	527,398,422	22.53
		計	1,753,580,377	1,125,016,506	29,876,704	598,687,167	64.16
	介護	現年度分	445,113,571	415,641,864	10,000	29,461,707	93.38
		滞納繰越分	51,847,464	13,583,565	10,981,537	27,282,362	26.20
		計	496,961,035	429,225,429	10,991,537	56,744,069	86.37
令和元	医療	現年度分	3,378,069,671	3,169,758,818	244,692	208,066,161	93.83
		滞納繰越分	1,139,317,479	309,491,628	100,481,417	729,344,434	27.16
		計	4,517,387,150	3,479,250,446	100,726,109	937,410,595	77.02
	支援	現年度分	1,048,048,900	982,573,191	74,168	65,401,541	93.75
		滞納繰越分	590,966,282	159,046,920	44,988,737	386,930,625	26.91
		計	1,639,015,182	1,141,620,111	45,062,905	452,332,166	69.65
	介護	現年度分	424,865,529	400,206,576	7,540	24,651,413	94.20
		滞納繰越分	53,284,053	16,745,428	4,203,950	32,334,675	31.43
		計	478,149,582	416,952,004	4,211,490	56,986,088	87.20
2	医療	現年度分	3,299,095,506	3,132,251,233	396,543	166,447,730	94.94
		滞納繰越分	920,154,414	237,869,675	104,551,425	577,733,314	25.85
		計	4,219,249,920	3,370,120,908	104,947,968	744,181,044	79.87
	支援	現年度分	1,096,616,897	1,041,308,829	133,154	55,174,914	94.96
		滞納繰越分	446,954,724	114,193,686	47,285,739	285,475,299	25.55
		計	1,543,571,621	1,155,502,515	47,418,893	340,650,213	74.86
	介護	現年度分	369,983,197	351,255,862	64,222	18,663,113	94.94
		滞納繰越分	53,762,390	14,282,889	5,878,478	33,601,023	26.57
		計	423,745,587	365,538,751	5,942,700	52,264,136	86.26

(6) 年度別保険税調定額調書

(単位：円)

年度	区分	調定額	1人当たり調定額	1世帯当たり調定額
30	医療	3,490,457,055	73,445	113,150
	支援	1,034,352,074	21,764	33,531
	介護	445,113,571	30,842	35,787
	合計	4,969,922,700	104,575	161,110
令和元	医療	3,378,069,671	74,314	112,685
	支援	1,048,048,900	23,056	34,961
	介護	424,865,529	30,999	35,706
	合計	4,850,984,100	106,716	161,818
2	医療	3,299,095,506	74,505	111,845
	支援	1,096,616,897	24,766	37,177
	介護	369,983,197	27,917	31,992
	合計	4,765,695,600	107,626	161,565

(7) 納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況

1. 納税奨励金の算定方法

- ・ 件数割奨励金 納期内納付 1件につき5円
- ・ 税割奨励金の算定率

(令和2年度)

納期内納付率	納 付 の 方 法	
	取りまとめ納付	口座振替納付
97.5%以上	1.25%	0.75%
90%以上97.5%未満	1.00%	0.50%
80%以上90%未満	0.50%	0.25%

- ・ 納税義務者1人1税目につき年税額40万円（1納期10万円）を超える額は税割奨励金の計算対象外。

2. 納税奨励金交付時期

(精算払い)

毎年4月から3月までの納付に対して 5月

3. 年度別交付状況

(単位：円)

年 度	納 税 奨 励 金	
	納 付 税 額	金 額
28	664,978,300	4,360,890
29	622,333,200	4,057,580
30	550,139,850	3,607,460
令和元	529,325,900	3,325,480
2	495,256,000	3,213,040

4. 納税組合加入状況

年 度	組合数	加入世帯数	加入率
28	397	3,345	10.34%
29	388	3,151	10.17%
30	384	2,941	9.77%
令和元	379	2,796	9.49%
2	370	2,635	9.04%

5. 納税組合取扱状況

(単位：%)

区 分 \ 年 度	28	29	30	令和元	2
調定額対比	12.42	11.76	11.22	11.07	10.35
収納額対比	13.06	12.68	11.89	11.63	10.95

(8) 令和2年度保険税収入実績調査**(イ) 一般被保険者国民健康保険税**

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,855,196,000	3,298,738,539	3,131,894,266	396,543	166,447,730	94.94	93.83
滞納繰越医療分	221,470,000	918,924,227	236,908,647	104,511,251	577,504,329	25.78	26.90
現年度課税支援分	977,251,000	1,096,495,574	1,041,187,506	133,154	55,174,914	94.96	93.75
滞納繰越支援分	97,633,000	446,889,277	114,142,575	47,283,702	285,463,000	25.54	26.88
現年度課税介護分	309,447,000	369,879,842	351,152,507	64,222	18,663,113	94.94	94.19
滞納繰越介護分	14,684,000	52,796,895	13,529,210	5,846,939	33,420,746	25.63	26.88
合計	4,475,681,000	6,183,724,354	4,888,814,711	158,235,811	1,136,673,832	79.06	75.91

(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	0	356,967	356,967	0	0	100.00	97.56
滞納繰越医療分	720,000	1,230,187	961,028	40,174	228,985	78.12	77.87
現年度課税支援分	0	121,323	121,323	0	0	100.00	97.76
滞納繰越支援分	45,000	65,447	51,111	2,037	12,299	78.10	84.59
現年度課税介護分	0	103,355	103,355	0	0	100.00	97.26
滞納繰越介護分	936,000	965,495	753,679	31,539	180,277	78.06	77.72
合計	1,701,000	2,842,774	2,347,463	73,750	421,561	82.58	85.43

(ハ) 総額

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,855,196,000	3,299,095,506	3,132,251,233	396,543	166,447,730	94.94	93.83
滞納繰越医療分	222,190,000	920,154,414	237,869,675	104,551,425	577,733,314	25.85	27.16
現年度課税支援分	977,251,000	1,096,616,897	1,041,308,829	133,154	55,174,914	94.96	93.75
滞納繰越支援分	97,678,000	446,954,724	114,193,686	47,285,739	285,475,299	25.55	26.91
現年度課税介護分	309,447,000	369,983,197	351,255,862	64,222	18,663,113	94.94	94.20
滞納繰越介護分	15,620,000	53,762,390	14,282,889	5,878,478	33,601,023	26.57	31.43
合計	4,477,382,000	6,186,567,128	4,891,162,174	158,309,561	1,137,095,393	79.06	75.93

納入状況調べ（現年度分）

（単位：件,千円）

年度	納税組合		口座振替		自主納付		特別徴収	
	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額
28	982	156,439	13,219	2,415,094	12,434	1,978,001	5,578	540,675
	3.05%	3.07%	41.04%	47.45%	38.59%	38.86%	17.32%	10.62%
29	861	136,913	12,729	2,314,383	11,902	1,930,014	5,483	527,874
	2.78%	2.79%	41.09%	47.14%	38.43%	39.32%	17.70%	10.75%
30	780	109,621	12,364	2,159,753	11,456	1,851,860	5,517	504,663
	2.59%	2.37%	41.05%	46.69%	38.04%	40.03%	18.32%	10.91%
令和元	689	97,544	12,103	2,133,954	11,191	1,824,732	5,483	496,309
	2.29%	2.11%	40.19%	46.13%	39.31%	41.03%	18.21%	10.73%
2	561	74,263	12,342	2,153,162	10,615	1,797,178	5,645	500,213
	1.86%	1.61%	40.98%	46.55%	38.42%	41.03%	18.74%	10.81%

差押状況調べ

（単位：件,円）

年度	不動産		預貯金・動産・債権		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
28	69	55,379,864	890	441,235,951	959	496,615,815
29	54	55,119,692	923	427,368,887	977	482,488,579
30	54	56,602,591	1,129	430,449,880	1,183	487,052,471
令和元	66	32,600,442	1,174	498,734,924	1,240	531,335,366
2	51	32,126,317	746	232,511,354	797	264,637,671

滞納世帯数及び被保険者資格証明書・短期被保険者証交付世帯数調べ

（各年6月1日現在）

年	滞納世帯数	資格証明書	短期被保険者証
28	4,524	763	1,796
29	4,094	730	1,569
30	3,346	656	1,002
令和元	3,044	477	805
2	2,348	323	642

保 險 財 政

(1)令和3年度国民健康保険特別会計当初予算

歳入

(単位：千円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,611,663	2,949,012	△ 337,349
		医療給付費分 滞納繰越分	198,711	221,470	△ 22,759
		介護納付金分 現年課税分	303,855	319,613	△ 15,758
		介護納付金分 滞納繰越分	17,314	14,684	2,630
		後期高齢者支援金分 現年課税分	980,099	1,009,359	△ 29,260
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	85,338	97,633	△ 12,295
	退職被保険者等	医療給付費分 現年課税分	0	0	0
		医療給付費分 滞納繰越分	256	720	△ 464
		介護納付金分 現年課税分	0	0	0
		介護納付金分 滞納繰越分	189	936	△ 747
		後期高齢者支援金分 現年課税分	0	0	0
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	16	45	△ 29
	小計		4,197,441	4,613,472	△ 416,031
	使用料及び手数料		1,460	1,450	10
県支出金	保険給付費等交付金	15,957,424	15,794,284	163,140	
	健康増進事業補助金	1,107	0	1,107	
	小計	15,958,531	15,794,284	164,247	
財産収入		10	37	△ 27	
基金繰入金		118,667	0	118,667	
一般会計繰入金		1,613,087	1,653,048	△ 39,961	
繰越金		0	0	0	
諸収入		115,804	132,709	△ 16,905	
歳入合計		22,005,000	22,195,000	△ 190,000	

歳出

(単位：千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	
総務費	324,378	328,592	△ 4,214	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	13,468,372	13,290,294	178,078
	一般被保険者療養費	128,387	109,836	18,551
	退職被保険者等療養給付費	1	303	△ 302
	退職被保険者等療養費	1	3	△ 2
	審査支払手数料	44,500	45,000	△ 500
	一般被保険者高額療養費	2,024,731	2,127,267	△ 102,536
	退職被保険者等高額療養費	1	49	△ 48
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	2,500	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	1	0
	高額療養資金貸付	5,000	5,000	0
	外来年間合算高額療養費	5,000	1,300	3,700
	移送費	101	110	△ 9
	出産育児一時金	63,040	63,040	0
	葬祭費	15,000	15,000	0
	傷病手当金等	0	0	0
小計	15,756,635	15,659,703	96,932	
基金積立金	50,010	50,037	△ 27	
諸支出金	30,255	43,100	△ 12,845	
共同事業拠出金	5	7	△ 2	
保健事業費	192,150	189,275	2,875	
国民健康保険事業費納付金	5,621,567	5,894,286	△ 272,719	
予備費	30,000	30,000	0	
歳出合計	22,005,000	22,195,000	△ 190,000	

(2) 令和2年度国民健康保険特別会計決算

歳入

(単位：千円)

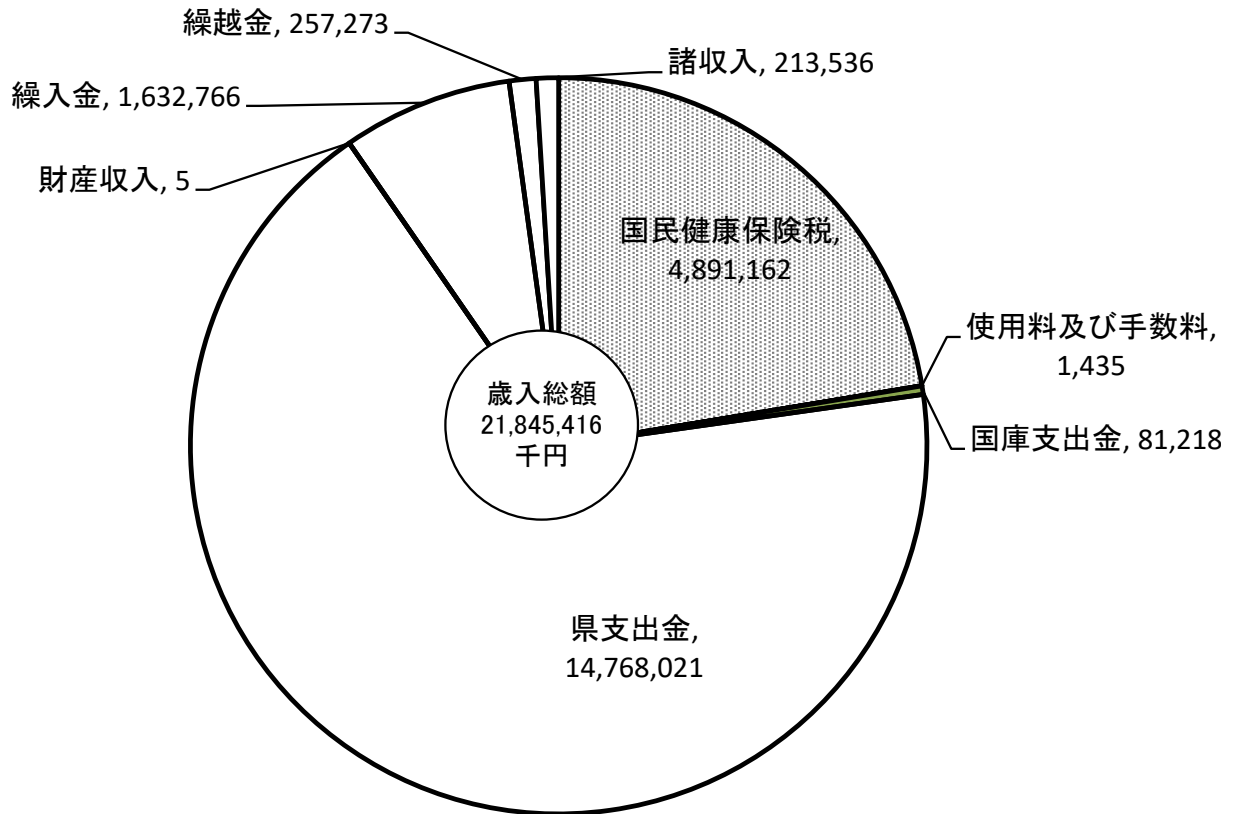
科目		予算現額	決算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,855,196	3,131,894	276,698
		医療給付費分 滞納繰越分	221,470	236,909	15,439
		介護納付金分 現年課税分	309,447	351,153	41,706
		介護納付金分 滞納繰越分	14,684	13,529	△ 1,155
		後期高齢者支援金分 現年課税分	977,251	1,041,187	63,936
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	97,633	114,143	16,510
	退職被保険者等	医療給付費分 現年課税分	0	357	357
		医療給付費分 滞納繰越分	720	961	241
		介護納付金分 現年課税分	0	103	103
		介護納付金分 滞納繰越分	936	754	△ 182
		後期高齢者支援金分 現年課税分	0	121	121
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	45	51	6
	小計		4,477,382	4,891,162	413,780
	使用料及び手数料		1,450	1,435	△ 15
国庫支出金	災害臨時特例補助金	81,654	69,668	△ 11,986	
	制度関係業務準備事業費補助金	0	11,550	11,550	
	小計	81,654	81,218	△ 436	
県支出金	保険給付費等交付金	15,875,851	14,767,175	△ 1,108,676	
	その他県補助金	0	846	846	
	小計	15,875,851	14,768,021	△ 1,107,830	
財産収入		37	5	△ 32	
基金繰入金		0	0	0	
一般会計繰入金		1,652,378	1,632,766	△ 19,612	
繰越金		122,176	257,273	135,097	
諸収入		170,784	213,536	42,752	
歳入合計		22,381,712	21,845,416	△ 536,296	

歳出

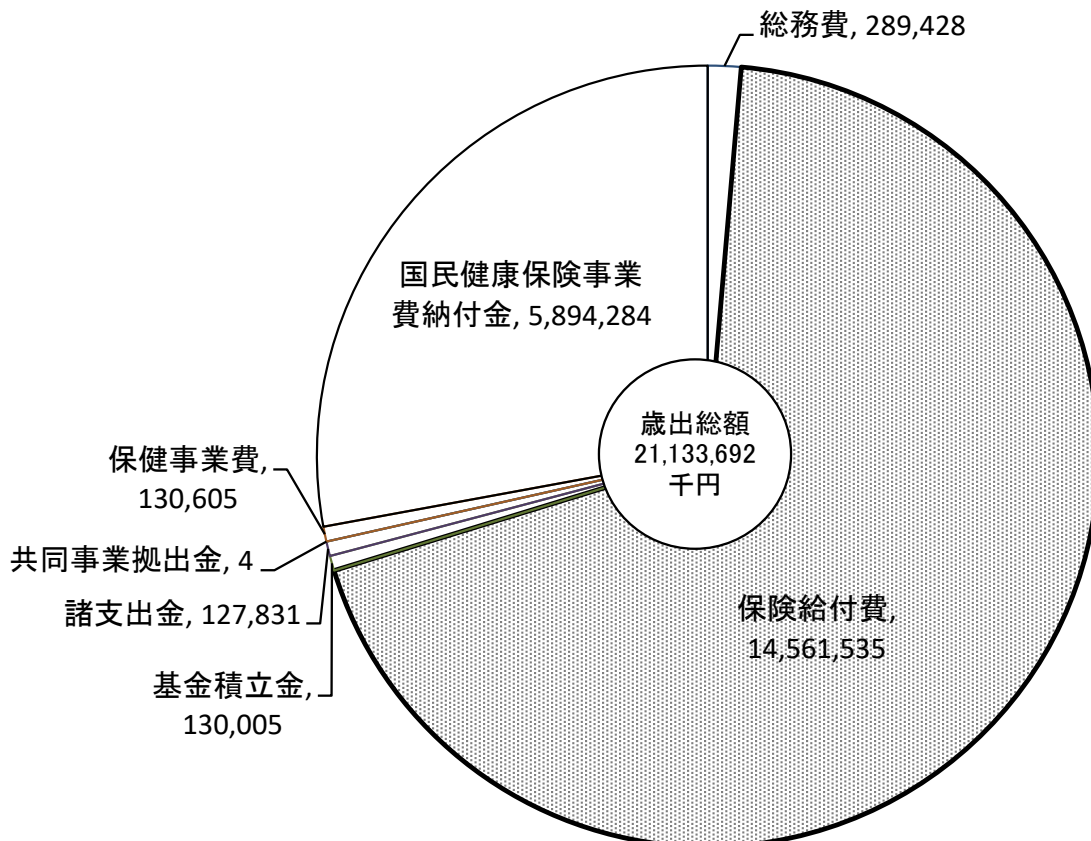
(単位：千円)

科目	予算現額	決算額	比較	
総務費	327,922	289,428	△ 38,494	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	13,290,294	12,511,947	△ 778,347
	一般被保険者療養費	109,836	95,899	△ 13,937
	退職被保険者等療養給付費	303	119	△ 184
	退職被保険者等療養費	3	8	5
	審査支払手数料	45,000	43,275	△ 1,725
	一般被保険者高額療養費	2,127,267	1,848,143	△ 279,124
	退職被保険者等高額療養費	49	140	91
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	1,941	△ 559
	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	0	△ 1
	高額療養資金貸付	5,000	674	△ 4,326
	外来年間合算高額療養費	1,300	4,411	3,111
	移送費	110	0	△ 110
	出産育児一時金	63,040	42,259	△ 20,781
	葬祭費	15,000	12,650	△ 2,350
	傷病手当金等	13,767	69	△ 13,698
小計	15,673,470	14,561,535	△ 1,111,935	
基金積立金	130,037	130,005	△ 32	
諸支出金	136,715	127,831	△ 8,884	
共同事業拠出金	7	4	△ 3	
保健事業費	189,275	130,605	△ 58,670	
国民健康保険事業費納付金	5,894,286	5,894,284	△ 2	
予備費	30,000	0	△ 30,000	
歳出合計	22,381,712	21,133,692	△ 1,248,020	

令和2年度歳入決算額



令和2年度歳出決算額



(3) 国保特別会計年度別決算状況

決算状況の推移

(単位：千円、%)

科 目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
国民健康保険税	5,564,945	▲ 0.4	5,412,097	▲ 2.7	5,108,583	▲ 5.6	5,037,823	▲ 1.4	4,891,162	▲ 2.9
使用料及び手数料	1,735	▲ 2.7	1,737	0.1	1,708	▲ 1.7	1,716	0.5	1,435	▲ 16.4
国庫支出金	5,215,231	▲ 7.1	4,789,161	▲ 8.2	65	▲ 100.0	2,018	3,004.6	81,218	3,924.7
県支出金	1,242,360	4.4	1,132,795	▲ 8.8	16,248,622	1,334.4	15,876,224	▲ 2.3	14,768,021	▲ 7.0
財産収入	10	▲ 50.0	6	▲ 40.0	5	▲ 16.7	3	▲ 40.0	5	66.7
繰入金	2,041,278	▲ 11.6	1,955,298	▲ 4.2	1,766,319	▲ 9.7	1,727,710	▲ 2.2	1,632,766	▲ 5.5
繰越金	0	-	0	-	0	-	119,166	皆増	257,273	115.9
諸収入	145,377	74.0	114,141	▲ 21.5	150,484	31.8	214,525	42.6	213,536	▲ 0.5
共同事業交付金	5,813,206	▲ 5.6	5,517,402	▲ 5.1	0	皆減	0	-	0	-
療養給付費交付金	529,424	▲ 29.1	426,119	▲ 19.5	22,607	▲ 94.7	0	皆減	0	-
前期高齢者交付金	7,571,028	10.7	8,167,413	7.9	0	皆減	0	-	0	-
歳入合計	28,124,594	▲ 1.4	27,516,169	▲ 2.2	23,298,393	▲ 15.3	22,979,185	▲ 1.4	21,845,416	▲ 4.9
総務費	266,250	5.1	283,597	6.5	281,186	▲ 0.9	291,454	3.7	289,428	▲ 0.7
保険給付費	16,950,617	▲ 3.4	16,444,801	▲ 3.0	15,975,817	▲ 2.9	15,724,387	▲ 1.6	14,561,535	▲ 7.4
基金積立金	10	▲ 50.0	6	▲ 40.0	5	▲ 16.7	100,003	1,999,960.0	130,005	30.0
諸支出金	107,643	▲ 32.5	171,257	59.1	284,554	66.2	60,682	▲ 78.7	127,831	110.7
老人保健拠出金	93	▲ 21.8	59	▲ 36.6	0	皆減	0	-	0	-
共同事業拠出金	5,979,673	▲ 0.7	5,590,638	▲ 6.5	4	▲ 100.0	4	0.0	4	0.0
保健事業費	162,060	0.5	163,925	1.2	167,228	2.0	152,244	▲ 9.0	130,605	▲ 14.2
介護納付金	889,814	▲ 15.2	909,432	2.2	0	皆減	0	-	0	-
繰上充用金	2,658,316	▲ 9.9	1,784,766	▲ 32.9	608,886	▲ 65.9	0	皆減	0	-
後期高齢者支援金等	2,892,795	▲ 5.2	2,766,319	▲ 4.4	0	皆減	0	-	0	-
前期高齢者納付金等	2,089	0.7	10,255	390.9	0	皆減	0	-	0	-
国民健康保険事業費納付金	0	-	0	-	5,861,547	皆増	6,393,138	9.1	5,894,284	▲ 7.8
歳出合計	29,909,360	▲ 4.1	28,125,055	▲ 6.0	23,179,227	▲ 17.6	22,721,912	▲ 2.0	21,133,692	▲ 7.0
差 引	▲ 1,784,766		▲ 608,886		119,166		257,273		711,724	

事業年報

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

事業開始年月日	昭和29年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他 給付	出産育児葬	祭	傷病手当	出産手当	その他
	円	円	円	円	円
	999,999,999,999	50,000	999,999,999,999	0	0

	本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	29,163				
被保険者数	43,519	919	21,793	12,521	808
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	43,519	919	21,793	12,521	808

	年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	29,497				
被保険者数	44,280	875	21,774	12,085	777
退職被保険者等	1	0			
一般被保険者	44,279	875	21,774	12,085	777

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	12,810	13,253
介護保険第2号世帯数	11,188	11,565

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,412

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	2,818	2,683
特定継続世帯数	471	408

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	65

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲)他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
		1,160	727	5,966	114	107	6	591	7,944
	本年度中減	転出	(再掲)他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		1,187	707	4,786	218	302	1,672	603	8,768

本年度末現在 本事務職員数	専任	兼任	任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	31	0		31		1	0

備考	
	作成者氏名 印

様式14 (市町村)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

(令和 2 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出			
科目	収入額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分	科目	支出額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分
	円	円	円		円	円	円
一般被保険者分	医療給付費分 3,368,802,913			総務費	289,427,629		
	後期高齢者支援金分 1,155,330,081	1,155,330,081		療養給付費	12,511,935,757		
	介護納付金分 364,681,717		364,681,717	療養費	95,910,431		
	一般被保険者分計 4,888,814,711	1,155,330,081	364,681,717	小計	12,607,846,188		
退職者等被保険者分	医療給付費分 1,317,995			高額療養費	1,852,553,605		
	後期高齢者支援金分 172,434	172,434		高額介護合算療養費	1,940,635		
	介護納付金分 857,034		857,034	移送費	0		
	退職被保険者等分計 2,347,463	172,434	857,034	出産育児諸費	42,239,200		
計	4,891,162,174	1,155,502,515	365,538,751	葬祭諸費	12,650,000		
国庫支出金	81,218,000			その他	69,336		
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金) 14,508,049,288			一般被保険者分計	14,517,298,964		
	保険者努力支援分 97,887,000			療養給付費	119,455		
	特別調整交付金分 70,984,000			療養費	8,260		
	都府県繰入金(2号分) 60,438,839			小計	127,715		
	特定健康診査等負担金 29,816,000			高額療養費	140,325		
	保険給付費等交付金(特別交付金)計 259,125,839			高額介護合算療養費	0		
	財政安定化基金交付金 0			移送費	0		
	その他 846,000			退職被保険者等分計	268,040		
	計	14,768,021,127		審査支払手数料	43,294,410		
連合会支出金	0			計	14,560,861,414		
一般会計繰入金	保険基金安定(保険税軽減分) 722,740,910	157,812,040	50,281,210	国民健康保険料	一般被保険者分 4,120,150,127		
	保険基金安定(保険者支援分) 425,127,497	97,805,248	30,233,618		退職被保険者等分 0		
	職員給与等 268,876,941				医療給付費分計 4,120,150,127		
	出産育児一時金等 28,152,000				一般被保険者分 1,347,601,262	1,347,601,262	
	財政安定化支援事業 76,549,014				退職被保険者等分 0	0	
	その他 111,319,634				後期高齢者支援金等分計 1,347,601,262	1,347,601,262	
	計	1,632,765,996	80,514,828	介護納付金分	426,532,162		426,532,162
直診勘定繰入金	0			計	5,894,283,551	1,347,601,262	426,532,162
その他の収入	214,974,962			財政安定化基金拠出金	0		
小計(単年度収入) A	21,588,142,259	1,411,119,803	446,053,579	保健事業費	38,326,315		
				保健事業費	特定健康診査等事業費 92,278,319		
					健康管理センター事業費 0		
					計 130,604,634		
					保険給付費等交付金償還金 80,250,732		
					直診勘定繰出金 848,000		
					その他の支出 47,410,497	0	0
					小計(単年度支出) B 21,003,686,457	1,347,601,262	426,532,162
					単年度収支差 (A-B) 584,455,802	63,518,541	19,521,417
基金繰入金 C	0			基金積立金 F	130,004,985		
繰越金 D	257,273,338			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債 費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	21,845,415,597			支出合計 (B+F+G+H)	21,133,691,442		
				収支差引残	711,724,155		
				(収入合計-支出合計)	711,724,155		
				うち次年度への繰越金 I	711,724,155		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	118,667,815	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	130,004,985		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	248,672,800		

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
	円		円
基金保有額 a	248,672,800	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	711,724,155	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	960,396,955	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	960,396,955

備考	
----	--

作成者氏名 印

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)

(令和 2 年度)

○ 経理状況

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

保険料		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
		円	円	円	円	円	円
現年分 滞納繰越分 計	現年分	4,765,113,955	4,524,234,279	0	593,919	240,285,757	0
	滞納繰越分	1,418,610,399	364,580,432	0	157,641,892	896,388,075	0
	計	6,183,724,354	4,888,814,711	0	158,235,811	1,136,673,832	0

3. 保険給付等支払状況

(一般被保険者分)	療養給付費	計	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
			円	円	円	円	円
療養給付費	療養給付費	計	12,454,860,553	12,511,935,757	10,539,473	46,535,731	0
		現年度分 (再掲)	12,454,860,553	12,511,935,757	10,539,473	46,535,731	0
	療養費	計	95,886,031	95,910,431	24,400	0	0
		現年度分 (再掲)	95,886,031	95,910,431	24,400	0	0
	高額療養費		1,851,322,768	1,852,553,605	1,068,884	161,953	0
	高額介護合算療養費		1,940,635	1,940,635	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		54,999,496	54,958,536	0	0	40,960

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.23	0.00	29,972	21,122

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.47	0.00	10,075	7,100

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.15	0.00	11,158	5,565

5. 備考

現年分	収納率	
	滞納繰越分	計
%	%	%
94.94	25.70	79.06
備考		

作成者氏名 _____ 印 _____

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 2 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料の別	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額を 超える額	符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調 定 額		
千円 4,112,644	千円 515,517	千円 40,378	千円 3,864	千円 316,167	1 0	千円 62,021	千円 3,298,739		
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳					料 （ 税 ） 率				
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割		
千円 2,328,076	千円 0	千円 1,300,865	千円 483,703	%	%	円	円		
56.61%	0.00%	31.63%	11.76%	8.10	0.00	29,600	17,400		
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料 （ 税 ） 軽 減 世 帯 数	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 える 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額		
千円 29,175,956	千円 0	29,769	16,465	446	43	544	千円 630		
所 得 割 の 基 礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の額 所得割		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資 産 割 の 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備 考	
	作成者氏名 印

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 2 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税）の別	(1)	(2)	保険料（税）賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税）徴収回数	回
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		8
保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税）調定額		
千円 1,383,188	千円 158,081	千円 13,694	千円 1,242	千円 133,300	1 0	千円 19,625	千円 1,096,496		
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳					料 （ 税 ） 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 836,376	千円 0	千円 391,138	千円 155,674	%	%	円	円		
60.47%	0.00%	28.28%	11.25%	2.91	0.00	8,900	5,600		
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	賦 課 限 度 額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額	
千円 29,175,956	千円 0	29,769	16,465	448	41	739	44,780	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の 所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち 土地家屋に係る部分の額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和 2 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税）の別	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
	0	1		0	1	0	0		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額を 超える額	符 号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調 定 額		
千円 456,397	千円 50,517	千円 7,671	千円 153	千円 48,078	1 0	千円 20,005	千円 369,983		
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳					料 （ 税 ） 率				
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割		
千円 276,405	千円 0	千円 117,032	千円 62,960	%	%	円	円		
60.56 %	0.00 %	25.64 %	13.80 %	2.55	0.00	9,100	5,600		
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料 （ 税 ） 軽 減 世 帯 数	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 える 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額		
千円 11,340,472	千円 0	11,700	5,952	228	5	289	千円 170		
所 得 割 の 基 礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の 所 得 割 額		④ 市町村民税額等		⑤ そ の 他
	1		0		0		0		0
資 産 割 の 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 5 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	623,783	16,942,257,945	12,454,799,153	4,167,070,229	320,388,563
食事療養・生活療養(再掲)	10,697	324,603,318	178,443,388	143,161,310	2,998,620
療養費等					
食事療養・生活療養	23		61,400	-61,400	0
療養費	337	3,540,380	2,587,457	952,923	0
補装具	524	13,942,792	10,371,126	3,571,666	0
柔道整復師	13,950	99,409,808	73,384,770	26,025,038	0
アンマ・マッサージ	224	6,262,010	4,548,761	1,713,249	0
ハリ・キュウ	874	6,849,840	4,993,917	1,855,923	0
その他	0	0	0	0	0
小計	15,909	130,004,830	95,886,031	34,118,799	0
海外療養費(再掲)	3	43,478	34,782	8,696	0
移送費	0	0	0	0	0
計	639,715	17,072,262,775	12,550,746,584	4,201,127,628	320,388,563

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	392,396	10,666,525,796	8,066,411,680	2,538,892,918	61,221,198
食事療養・生活療養(再掲)	6,369	171,888,868	88,608,032	82,652,546	628,290
療養費等					
食事療養・生活療養	8		31,200	-31,200	0
療養費	9,332	79,197,598	60,246,401	18,951,197	0
海外療養費(再掲)	3	43,478	34,782	8,696	0
移送費	0	0	0	0	0
計	401,736	10,745,723,394	8,126,689,281	2,557,812,915	61,221,198

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	234,057	6,417,267,938	5,105,112,014	1,285,551,906	26,604,018
食事療養・生活療養(再掲)	3,818	99,499,818	51,011,948	48,004,020	483,850
療養費等					
食事療養・生活療養	2		14,500	-14,500	0
療養費	5,664	47,968,618	38,384,032	9,584,586	0
海外療養費(再掲)	3	43,478	34,782	8,696	0
移送費	0	0	0	0	0
計	239,723	6,465,236,556	5,143,510,546	1,295,121,992	26,604,018

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	15,010	323,465,274	225,454,977	97,260,218	750,079
食事療養・生活療養(再掲)	154	2,719,094	869,974	1,835,780	13,340
療養費等					
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	402	3,241,033	2,268,663	972,370	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	15,412	326,706,307	227,723,640	98,232,588	750,079

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	9,036	126,745,980	100,915,528	4,516,120	21,314,332
食事療養(再掲)	98	926,560	260,200	31,920	634,440
療養費等					
食事療養	0		0	0	0
療養費	47	843,356	666,733	176,623	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	9,083	127,589,336	101,582,261	4,692,743	21,314,332

備考	
----	--

作成者氏名 印

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分				そ の 他
総 数	件 数	1,546	11,954	4,095	2,472	5,525	5,105	1,858	32,555	17,225
	高額療養費(円)	37,834,223	111,069,565	388,289,598	210,352,365	786,782,932	162,817,078	154,177,007	1,851,322,768	1,656,822,432
(再掲)前期高齢者分	件 数	884	11,745	1,634	885	4,067	4,532	968	24,715	
	高額療養費(円)	18,188,725	103,679,979	151,301,070	71,653,243	553,457,787	135,881,930	63,338,537	1,097,501,271	
(再掲)70歳以上一般分	件 数	400	11,278	247	441	2,712	4,171	738	19,987	
	高額療養費(円)	3,204,022	89,595,262	25,070,847	30,200,142	302,173,835	113,020,116	30,762,914	594,027,138	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件 数	0	128	13	18	77	23	3	262	
	高額療養費(円)	0	4,096,440	2,542,848	1,377,345	13,581,014	1,680,361	7,101	23,285,109	
(再掲)未就学児分	件 数	0	0	0	0	5	0	19	24	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	659,975	0	4,258,272	4,918,247	
								長期高額特定疾病該当者数	206 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	64
給付額 (円)	1,940,635

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷 病 手 当 金	出 産 手 当 金	そ の 他 任 意 給 付	計
件 数 (件)	101	253	1	0	0	355
給付額 (円)	42,228,000	12,650,000	69,336	0	0	54,947,336

備 考	
	作成者氏名 印

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）

（令和 2 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	11,161	180,702	6,480,887,264
療入院外	375,438	568,119	6,502,064,549
費歯科	68,687	126,440	999,034,510
費小計	455,286	875,261	13,981,986,323
調剤	163,863	(195,153枚)	2,377,284,674
食事療養・生活療養	(10,697)	(486,212回)	324,603,318
訪問看護	4,634	23,522	258,383,630
合計	623,783	898,783	16,942,257,945

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	6,644	96,021	4,127,732,056
療入院外	243,094	361,795	4,225,319,976
費歯科	39,815	74,432	589,501,200
費小計	289,553	532,248	8,942,553,232
調剤	101,890	(118,411枚)	1,487,472,356
食事療養・生活療養	(6,369)	(254,003回)	171,888,868
訪問看護	953	5,972	64,611,340
合計	392,396	538,220	10,666,525,796

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	4,005	56,234	2,499,771,930
療入院外	146,190	221,341	2,551,753,000
費歯科	22,405	42,504	338,700,160
費小計	172,600	320,079	5,390,225,090
調剤	60,847	(71,190枚)	886,222,140
食事療養・生活療養	(3,818)	(147,123回)	99,499,818
訪問看護	610	3,746	41,320,890
合計	234,057	323,825	6,417,267,938

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	165	1,614	102,027,410
療入院外	9,341	13,790	141,851,730
費歯科	1,630	3,026	23,707,410
費小計	11,136	18,430	267,586,550
調剤	3,873	(4,413枚)	53,175,990
食事療養・生活療養	(154)	(3,997回)	2,719,094
訪問看護	1	-7	-16,360
合計	15,010	18,423	323,465,274

(5) 未就学児分再掲

	件数	日数	費用額
	件	日	円
診療入院	124	918	51,624,760
療入院外	5,965	8,259	55,027,590
費歯科	919	1,255	9,505,690
費小計	7,008	10,432	116,158,040
調剤	2,013	(2,507枚)	8,319,780
食事療養	(98)	(1,482回)	926,560
訪問看護	15	117	1,341,600
合計	9,036	10,549	126,745,980

備考	
----	--

作成者氏名 印

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかると一般状況・経理状況

(令和 2 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 一般状況

		本年度末現在	(再掲)
			未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	(再掲)
			未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	1	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	0	0
	計	1	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額	科目	支出額
保険料(税) 医療給付費分	円 1,317,995	医療給付費	円 119,455
保険給付費等交付金(普通交付金)	268,040	療養費	8,260
その他の収入	747,547	小計	127,715
合計	2,333,582	高額療養費	140,325
		高額介護合算療養費	0
		移送費	0
		計	268,040
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	0
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合計	268,040

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
	円	円	円	円	円	円
現年分	581,645	581,645	0	0	0	0
滞納繰越分	2,261,129	1,765,818	0	73,750	421,561	0
計	2,842,774	2,347,463	0	73,750	421,561	0

3. 医療給付支払状況

	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
	円	円	円	円	円
療養給付費	119,007	119,455	0	448	0
計	119,007	119,455	0	448	0
現年度分(再掲)	119,007	119,455	0	448	0
療養費	8,260	8,260	0	0	0
計	8,260	8,260	0	0	0
現年度分(再掲)	8,260	8,260	0	0	0
高額療養費	140,325	140,325	0	0	0
高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	
現年分	滞納繰越分
%	%
100.00	78.09
	82.58

備考	
----	--

作成者氏名 印

様式 17-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税） 算定額 千円	保険料（税） 軽減額 千円	災害等による 減免額 千円	その他の 減免額 千円	賦課限度額を 超える額 千円	符 号 1増・2減	増減額 千円	保険料（税） 調定額 千円
0	0	0	0	0	1 0	357	357
保険料（税）算定額内訳							
所得割 千円	資産割 千円	均等割 千円	平等割 千円				
0	0	0	0				
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00				
課税対象額 所得割 千円	課税対象額 資産割 千円	課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額を 超える世帯数	課税対象 被保険者数
0	0	0	0	0	0	0	0

備考							
	作成者氏名						印

様式 17-3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税） 算定額 千円	保険料（税） 軽減額 千円	災害等による 減免額 千円	その他の 減免額 千円	賦課限度額を 超える額 千円	符 号 1増・2減	増減額 千円	保険料（税） 調定額 千円
0	0	0	0	0	1 0	121	121
保険料（税）算定額内訳							
所得割 千円	資産割 千円	均等割 千円	平等割 千円				
0	0	0	0				
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00				
課税対象額 所得割 千円	課税対象額 資産割 千円	課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額を 超える世帯数	課税対象 被保険者数
0	0	0	0	0	0	0	0

備考	
	作成者氏名 印

様式 1 8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	20	170,010	119,007	50,855	148
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	3	11,800	8,260	3,540	0
アロマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キョウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	3	11,800	8,260	3,540	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	23	181,810	127,267	54,395	148

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	2	0	0	0	2	1	2	1	6	4
	高額療養費(円)	0	0	0	93,538	25,265	9,750	11,772	140,325	130,575
(再掲)	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考	
	作成者氏名 印

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退 職 被 保 険 者 分			被 扶 養 者 分		
	件 数	日 数	費 用 額	件 数	日 数	費 用 額
診 療 費	件	日	円	件	日	円
入院	0	0	-640	0	0	0
入院外	13	15	111,740	0	0	3,680
歯科	3	4	55,040	-1	-2	-6,600
小計	16	19	166,140	-1	-2	-2,920
調剤	5	(5枚)	34,820	0	(0枚)	-28,030
食事療養	(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0	0	0	0
合計	21	19	200,960	-1	-2	-30,950

(2) 未就学児分再掲

	被 扶 養 者 分		
	件 数	日 数	費 用 額
診 療 費	件	日	円
入院	0	0	0
入院外	0	0	0
歯科	0	0	0
小計	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

備 考		
	作成者氏名	印

關係條例

○福井市国民健康保険条例

昭和34年3月16日条例第12号

第1章 総則

(根拠)

第1条 本市が行なう国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(運営協議会委員の定数)

第2条 本市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 削除

第4条及び第4条の2 削除

第3章 保険給付

第5条 削除

(療養給付の期間)

第6条 療養の給付は、転帰に至るまでこれを行なうものとする。

(療養費の支給)

第7条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条に該当するもので、市長が必要と認めたものに対しては、療養の給付に代えて療養費を支給する。

(出産育児一時金の支給)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、404,000円に30,000円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費の支給)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第4章 保健事業

第10条 削除

(保健に関する事業)

第11条 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行うほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

- 2 被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。
 - (1) 診療所の設置
 - (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第5章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第12条 被保険者である世帯主及び被保険者でない世帯主であつてその世帯に被保険者のある当該世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第6章 雑則

第13条 削除

第14条 削除

(罰則)

第15条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

2 世帯主又は世帯主であった者が、正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

3 偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(過料の額)

第16条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。

(その他)

第17条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

(福井市国民健康保険条例の廃止)

2 福井市国民健康保険条例(昭和32年福井市条例第24号)は、これを廃止する。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入(以下「編入」という。)の日の前日までに、美山町国民健康保険条例(昭和34年美山町条例第1号)、越廼村国民健康保険条例(昭和36年越廼村条例第4号)又は清水町国民健康保険条例(昭和34年清水町条例第6号)(以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入の日の前日までに死亡した編入町村の国民健康保険の被保険者に係る葬祭費の支給については、この条例の規定にかかわらず、編入前の条例の例による。

5 編入の日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定

により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (昭和35年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和36年条例第12号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和37年条例第18号)

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年条例第17号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第8号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第9号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第10号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第32号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第50号)

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第14号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年条例第8号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第10号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第10号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例第8条第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則 (昭和55年条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第36号)

この条例は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市国民健康保険条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福井市国民健康保険条例第8条第1項の規定は、昭和61年3月1日以後の出産に係る助産費から適用し、同日前の出産に係る助産費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年条例第11号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第5号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第30号)

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第16号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福井市国民健康保険条例第9条の規定は、平成5年4月1日以後の死亡に係る葬祭費から適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第4章の章名の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福井市国民健康保険条例第8条の規定は、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の育児に係る給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第100号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第170号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福井市国民健康保険条例第8条第1項の規定は、平成18年10月1日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、平成20年4月1日以後の死亡に係る葬祭費から適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に出生した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に出生した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月19日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年6月12日条例第34号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(中 略)

第3章 目的税

第1節 国民健康保険税

(保険税の納税義務者)

第118条 国民健康保険の被保険者である世帯主（以下この節において「納税義務者」という。）に対し国民健康保険税（以下この節において「保険税」という。）を課する。

2 被保険者の資格のない世帯主であって当該世帯内に被保険者がある場合は、当該世帯主を納税義務者とみなす。

(課税額)

第119条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超えるときは、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超えるときは、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超えるときは、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第120条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.1を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第121条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条 第119条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第122条の2 第119条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月

(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第122条の6及び第128条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第122条の6及び第128条において同じ。)

以外の世帯 17,400円

(2) 特定世帯 8,700円

(3) 特定継続世帯 13,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第122条の3 第119条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.91を乗じて算定する。

第122条の4 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第122条の5 第119条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第122条の6 第119条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(2) 特定世帯 2,800円

(3) 特定継続世帯 4,200円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第122条の7 第119条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.55を乗じて算定する。

第122条の8 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条の9 第119条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第122条の10 第119条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(賦課期日)

第123条 保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第123条の2 保険税は、第125条の2、第125条の6及び第125条の7の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第124条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月15日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情のある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(賦課期日後に納税義務が発生した者等に対する課税方法)

第125条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者数が増加した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が発生し、又は被保険者数の増加があった日の属する月から月割をもって算定した第119条第1項の額(第128条の規定による減額が行われた場合には、当該減額した額とする。以下この条において同じ。)とする。

2 保険税の賦課期日後に納税義務が消滅し、又はその世帯に属する被保険者数が減少した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合において、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第119条第1項の額とする。

3 第1項の賦課期日後に第118条第2項の世帯主(以下この条において「2項世帯主」という。)である納税義務者が同条第1項の世帯主(以下この条において「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額から、当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係

る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の額から減額する。

（特別徴収）

第125条の2 当該年度の初日において、納税義務者が老齢等年金給付（令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認められるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第125条の3 前条、第125条の6及び第125条の7の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第125条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額（法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。）を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第125条の5 年金保険者は、市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第125条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、同項に規定する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第125条の7 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収する。

（1）第125条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

（2）当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

（3）当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

（普通徴収税額への繰入れ）

第125条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第124条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期におい

て、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（賦課徴収の特例）

第126条 保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の保険税の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって納税義務者に課すべき保険税に限り、その者の前年度の保険税の額を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険税として課する。

- 2 前項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該保険税の額が当該年度分の保険税の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険税の額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険税の額が当該年度分の保険税の額を超えることとなるときは、法第17条の規定の例によってその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

第127条 前条第1項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該年度分の保険税の額が前年度の保険税の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険税を徴収されることとなる者は、第129条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、前条第1項の規定によって徴収される保険税の額の修正を市長に申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は当該年度分の見積額を基礎として前条第1項の規定によって徴収する保険税の額を修正するものとする。

（保険税の減額）

第128条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第119条第2項本文の基礎課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超えるときは、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超えるときは、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円）の合算額とする。

（1）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,180円

（イ）特定世帯 6,090円

（ウ）特定継続世帯 9,135円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,230円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,920円

- (イ) 特定世帯 1,960円
- (ウ) 特定継続世帯 2,940円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,370円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,800円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,700円
 - (イ) 特定世帯 4,350円
 - (ウ) 特定継続世帯 6,525円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,450円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円
 - (イ) 特定世帯 1,400円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,100円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円
 - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,920円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,480円
 - (イ) 特定世帯 1,740円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,610円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,780円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,120円
 - (イ) 特定世帯 560円
 - (ウ) 特定継続世帯 840円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,820円
 - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,120円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第128条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第120条及び前条の規定の適用については、第120条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第128条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第128条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(納税通知書)

第129条 保険税の納税通知書は、規則で定める。

(保険税の減免及び納期限の延長)

第130条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に必要があると認められるものに対し、保険税を減免し、又は3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。

(1) 災害その他特別の事情により特に必要と認める者

(2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者

イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

ウ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項の規定により保険税の減免又は納期限の延長を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号の規定による減免を受ける場合において、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険税を減免することができる。

4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者(前項の規定により職権による減免を受けた者を除く。)は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

5 第1項第2号の規定により減免を受けた者は、当該減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の同号の規定による減免について申請書の提出を省略することができる。

(中 略)

附 則

(中 略)

(公的年金等に係る保険税の課税の特例)

第20条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次条から附則第20条の5までにおいて「公的年金等所得」という。)について同法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次条から附則第20条の5までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第128条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

第20条の2 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定に

よる改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次条から附則第20条の5までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第128条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第128条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

第20条の3 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第128条の規定の適用については、附則第20条の規定にかかわらず、第128条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成18年度分における保険税に係る所得割額の算定の特例）

第20条の4 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第120条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」する。

（平成19年度における保険税に係る所得割額の算定の特例）

第20条の5 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第120条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」する。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

第20条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

第22条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第

35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第128条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第128条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

第25条の4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(病床転換支援金等に係る保険税の特例)

第25条の6 平成36年3月31日までの間、第119条第1項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

(保険税の減免の特例)

第26条 当分の間、第130条第1項の規定により保険税を減免する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「次のいずれにも」とあるのは、「次のイ及びウに」とする。

(中 略)

附 則 (平成20年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）は、平成20年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第125条の7の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

4 新条例第125条の2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成20年9月30日までの間においては、普通徴収の方法によって国民健康保険税を徴収する。

附 則 (平成22年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第24条の2の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第120条、第122条、第122条の3、第122条の5及び第128条の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第25条の2及び第25条の3の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第120条から第122条まで、第122条の3から第122条の5まで、第122条の7、第122条の8及び第128条の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月31日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第122条の2、第122条の6及び第128条並びに附則第25条の4の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月25日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第120条、第121条及び第122条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第119条及び第128条の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第25条の3の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第120条、第122条及び第128条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月22日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第119条から第121条まで、第122条の2から第122条の4まで、第122条の7及び第122条の8の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月31日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月20日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月24日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保

險税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月23日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○福井市国民健康保険基金条例

昭和39年4月1日条例第18号

(設置の目的)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、福井市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた決算剰余金の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、福井市指定金融機関への預金とし、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(預金利息の処理)

第4条 基金から生ずる利息は、福井市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前準備金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町の編入の日の前日までに、美山町国民健康保険基金条例（昭和39年美山町条例第17号）、越廼村国民健康保険基金条例（昭和39年越廼村条例第4号）又は清水町国民健康保険基金条例（昭和62年清水町条例第4号）の規定により積み立てられた現金は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則（平成18年条例第99号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○福井市国民健康保険条例施行規則

昭和34年4月13日規則第9号

(目的)

- 第1条** この規則は、福井市国民健康保険条例（昭和34年福井市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。
(協議会委員の委嘱)
- 第2条** 福井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員中被保険者を代表する委員は、被保険者の中より適当と認める者を市長が委嘱する。
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、それぞれ一般社団法人福井市医師会、一般社団法人福井市歯科医師会及び福井市薬剤師会の推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。
- 3 公益を代表する委員は、学識経験者の中から適当と認める者を市長が委嘱する。
- 4 被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者の連絡協議会が推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。
(協議会の審議事項等)
- 第3条** 協議会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、次の事項について市長の諮問に応じ、又必要あるときは市長に建議するものとする。
- (1) 条例その他諸規程の制定改廃に関する事項
- (2) 国民健康保険税の税率及び賦課徴収方法の改正等に関する事項
- (3) 療養給付の範囲、期間及び一部負担金の改正等に関する事項
- (4) その他必要な事項
(会長及び副会長)
- 第4条** 協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから協議会で互選する。
- 2 会長は、会議を主宰し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
(協議会の招集)
- 第5条** 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。
- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 協議会の議長は、会長をもってこれに充てる。
(協議会の成立)
- 第6条** 協議会は、条例第2条に規定する定員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
(会議録)
- 第7条** 協議会の会議事項は、全て会議録に記載しなければならない。
- 2 会議録には、会長及び協議会において定めた委員2名が署名しなければならない。
(出産育児一時金)
- 第8条** 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第8条の規定により、出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 出産の事実を証明する書類
- (2) 同一の出産について出産育児一時金（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類
- 2 条例第8条第1項ただし書に規定する加算した額の出産育児一時金の支給を受けようとする者は、前項の国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、当該出産育児一時金に係る出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。
- 3 条例第8条第1項ただし書の市長が定める額は、16,000円とする。
(葬祭費の支給申請)
- 第9条** 被保険者が死亡した場合、条例第9条の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、国民健康保険葬祭費支給申請書（様式第2号）に、死亡の事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。
(被保険者台帳)
- 第10条** 被保険者の資格得喪、保険給付等の状況を明らかにするため、被保険者の台帳を備え、所要事項を記載するものとする。
(財産管理の方法)
- 第11条** 福井市国民健康保険特別会計に属する財産は、福井市指定金融機関に預託し管理するものとする

る。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
- 2 福井市国民健康保険運営協議会規程（昭和29年告示第63号）は、廃止する。

附 則（昭和43年規則第6号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（昭和56年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第37号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第36号）

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則（平成20年規則第58号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福井市国民健康保険条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年規則第53号の2）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(出産育児一時金の支給申請に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の前日の出産に係る出産育児一時金の支給の申請については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 改正前の福井市国民健康保険条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年12月19日規則第62号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に出生した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

国民健康保険出産育児一時金支給申請書					
金額 _____ 円					
被保険者証の記号番号	井福 — —	フリガナ 世帯主氏名			
フリガナ 出産者氏名		出産・死産	出産 年月日	年 月 日	
出生児氏名		世帯主 との続柄		性別	男・女
出産施設名	病院 診療所 助産所	出産施設 所在地	県 市 区・町		
振込先	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出張所		普通・当座
	口座番号		フリガナ	-----	
			口座名義		
この給付金の受領を、振込先名義人に委任します。					
申請者(世帯主)の氏名 ㊟					
<p>福井市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、上記のとおり出産育児一時金の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 (世帯主) 氏名 ㊟ 電 話 —</p>					
福井市長 あて				滞 納	受 付
				<input type="checkbox"/> 有	
				<input type="checkbox"/> 無	

様式第2号（第9条関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書			
金額 _____ 円			
被保険者証の記号番号	井福 — —	世帯主氏名	
死亡者氏名 (生年月日)	年 月 日 男・女	死亡年月日	年 月 日
		葬儀執行年月日	年 月 日
死亡原因			
葬儀執行者氏名		死亡者との続柄	
振込先	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出張所
			普通・当座
	口座番号		フリガナ
		口座名義	
この給付金の受領は、振込先名義人に委任します。			
申請者(葬儀執行者)の氏名 ㊟			
福井市国民健康保険条例施行規則第9条の規定により、上記のとおり葬祭費の支給を申請します。			
年 月 日			
申請者住所 (葬儀執行者) 氏名 ㊟ 電話 —			
福井市長 あて		滞納	受付
		<input type="checkbox"/> 有	
		<input type="checkbox"/> 無	

（ 中 略 ）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改）

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正）

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

令和3年度

福井市の国保

(令和2年度実績)

編集・発行 福井市福祉保健部保健衛生局保険年金課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
電話 (0776) 20 - 5383

発行月 令和3年11月